

令和 7 年 (2025 年) 9 月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 令和 7 年 9 月 9 日 (火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和 7 年 9 月 9 日 (火)

出席議員

1 番	脇 昭 博	2 番	宮 地 忍
3 番	岡 村 哲 雄	4 番	大 西 瑞 香
5 番	原 隆 伸	7 番	奥 村 仁
8 番	樋 口 泰 生	9 番	太 田 哲 生
10 番	瀧 本 攻	11 番	近 澤 チヅル
12 番	入 江 康 仁	13 番	家 崎 仁 行
14 番	平 野 隆 久		

欠席議員

6 番 東 篤 布

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町長	尾上壽一	副町長	中場幹
会計管理者	宮本忠宜	総務課長	水谷法夫
財政課長	上ノ坊健二	危機管理課長	家倉義光
企画課長	上村毅	税務課長	直江憲樹
住民課長	世古基樹	福祉保健課長	直江和哉
老人ホーム赤羽寮長	東雅人	環境管理課長	垣内洋人
農林水産課長	高芝健司	商工観光課長	岩見建志
建設課長	井土誠	水道課長	宮原優
海山総合支所長	玉本真也	教育長	松島功城
学校教育課長	直江仁	生涯学習課長	長井裕悟
監査委員	加藤克英		

職務の為出席者

議会事務局長	上野隆志	書記	鶴田博樹
書記	源口晴子	書記	佐々木猛

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

8番 樋口泰生 9番 太田哲生

議事の顛末 次のとおり記載する。

### 入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから、令和7年9月紀北町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達しております。

なお、6番、東篤布議員から、所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告を申し上げます。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、今期定例会において、議場でのタブレットの使用を許可しますが、使用の範囲はサイドブックスの使用のみとさせていただきます。

また、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野議会事務局長。

### 上野隆志議会事務局長

おはようございます。

それでは、会期日程並びに議事日程を朗読させていただきます。

令和7年9月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、9月9日、火曜日、9時30分、本会議。開会、人事案件上程、説明、質疑、討論、採決、一般議案上程、説明、質疑、委員会付託。

第2日、9月10日、水曜日、休会。常任委員会予定日。

第3日、9月11日、木曜日、休会。常任委員会予定日。

第4日、9月12日、金曜日、休会。常任委員会予備日。

第5日、9月13日、土曜日、休日。

第6日、9月14日、日曜日、休日。

第7日、9月15日、月曜日、休日。

第8日、9月16日、火曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第9日、9月17日、水曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第10日、9月18日、木曜日、休会。予備日。

第11日、9月19日、金曜日、9時30分、本会議。委員長報告、質疑、討論、採決、閉会であります。

次に、議事日程を朗読させていただきます。

令和7年9月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

令和7年9月9日、火曜日、9時30分開議

日程第1	会議録署名議員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	行政報告
第5 諒問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて
第6 議案第49号	紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の一部を改正する条例
第7 議案第50号	紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
第8 議案第51号	紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
第9 議案第52号	準用河川宮前川河川改修工事請負契約の締結について
第10 議案第53号	汐ノ津呂排水機場整備工事（その3）請負契約の締結について
第11 議案第54号	令和7年度紀北町一般会計補正予算（第2号）
第12 議案第55号	令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
第13 議案第56号	令和7年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第14 議案第57号	令和7年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
第15 議案第58号	令和7年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）
第16 議案第59号	令和6年度紀北町水道事業会計利益の処分について
第17 認定第1号	令和6年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について
第18 認定第2号	令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第19 認定第3号	令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第20 認定第4号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について  
第21 認定第5号 令和6年度紀北町水道事業会計決算認定について  
第22 報告第4号 令和6年度健全化判断比率の報告について  
第23 報告第5号 令和6年度公営企業に係る資金不足比率の報告について  
以上でございます。

### 入江康仁議長

それでは、議事に入る前に、私、喉の調子が悪いので、聞き苦しいところがあるかと思い  
ますが、お許しいただきたいと思います。よろしくお願ひします。  
これより日程に従い議事に入ります。

---

### 日程第1

#### 入江康仁議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、  
8番 樋口泰生議員  
9番 太田哲生議員  
のご両名を指名いたします。

---

### 日程第2

#### 入江康仁議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日9月9日から9月19日までの11日間といたしたいと思いますが、

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日9月9日から9月19日までの11日間とすることに決定いたしました。

---

### 日程第3

### 入江康仁議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る9月2日に議会運営委員会が開催され、9月議会定例会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告を申し上げます。

まず、付議事件であります。本定例会に提出され受理した案件は人事案件が1件、補正予算等の一般議案が11件、認定案件が5件、報告案件が2件の計19件となっております。

また、要望1件については、町外からのものであるため、議員の棚に配付しております。

次に、決算認定議案の審査については、議会の申し合わせにより、決算特別委員会を設置して審査することになっております。

議会運営委員会において、特別委員会の設置について協議をいただいた結果、決算特別委員会の委員の定数は6名とし、構成については総務産業常任委員会から3名、教育民生常任委員会から3名を選出していただきます。

なお、議案については、本日の本会議において追加議案として提出したいと思っておりますので、各常任委員会において、休憩中にそれぞれ委員の選出をしていただくようお願いを申し上げます。

次に、一般質問についてでありますが、8月26日から9月1日までの提出期間内に、8人の議員から通告書が提出されました。日程については、16日火曜日に4人、17日水曜日に4人ということで、2日間で運営をさせていただきたいと考えております。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、普通会計及び

水道事業会計の令和7年度5月から7月分及び普通会計の令和6年度5月分について、同条第3項の規定により、監査委員から報告を受けております。報告書は、議員控室に保管してありますのでご覧いただきたいと思います。

次に、一部事務組合等議会の開催であります。紀北消防組合議会が、10月17日金曜日、午前10時から開催の予定であります。組合議会議員におきましては、出席くださるようお願いを申し上げます。

次に、慶弔関係でありますが、元紀伊長島町議会議員の中野公郎氏が8月14日にご逝去されました。

中野氏におかれましては、昭和50年の選挙で紀伊長島町議会議員に初当選し、平成11年5月31日までの間、6期24年にわたり、町議会議員として町の発展に多大なご尽力を賜りましたことに感謝申し上げますとともに、心からご冥福をお祈りいたしたいと思います。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ松島教育長、加藤監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので報告いたします。

次に、会議における服装についてであります。

9月30日までの会議は、クールビズを実施することにいたしております。ただし、本会議については、上着、ネクタイを着装することにいたします。常任委員会や全員協議会等の会議においては、クールビズを実施いたします。

なお、ワイシャツについては、華美なものは避けることをお願いいたします。

また、議員バッジについては、本会議は付けることとし、その他委員会等では義務づけないことにいたします。

最後に、常任委員会の開催についてであります。

9月10日と11日の2日間で常任委員会の開催を予定しております。開催日については、委員長において調整を行っていただき、本日の会議の終わりに報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4

## 入江康仁議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

## 尾上壽一町長

皆様おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本定例会に当たりまして2件の行政報告をさせていただきます。

最初に、非常用給水タンクの寄贈についてであります。

このたび、株式会社銅勝様より、創業100周年を記念し、災害時の給水活動に必要な非常用給水タンク1基をご寄贈いただきました。

株式会社銅勝様におかれましては、緊急時の応急対応など、本町の水道インフラの一翼を担っていただいているところでございます。

心より感謝申し上げますとともに、寄贈をいただきました非常用給水タンクは、町民の皆様の安全・安心を守るための備えとして、今後有効に活用させていただきたいと存じますので、ここにご報告を申し上げます。

続きまして、令和7年度紀北町防災訓練の実施日についてであります。

防災訓練につきまして、昨今の気候変動による猛暑により、参加される町民の皆様の体調を考慮し、自主防災会連絡協議会と協議の結果、10月5日日曜日に実施することといたします。

訓練内容といたしましては、南海トラフ地震とそれに伴う大津波が発生したという想定の下、実施し、各自主防災会において、その想定を踏まえ高台への避難訓練を重点的に行っていただきたいと思っております。

なお、各自主防災会では、避難訓練に引き続き、それぞれの地域に合わせた各訓練を実施していただく予定でございます。

7月30日にはカムチャツカ半島付近の地震によりまして、本町に津波警報が発令され、町民の皆様には避難行動をとっていただきましたが、命を守るためには、日頃の訓練が大切でございますので、一人でも多くの町民の皆様のご参加をお願い申し上げます。

今後も、町民一人一人の防災意識の向上を図るとともに、自主防災会、消防団、消防・行政機関などとの連携強化に努めてまいります。

また、議員の皆様におかれましても、各地区での訓練にご参加いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、2件をご報告いたしまして、9月定例会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

**入江康仁議長**

以上で、行政報告を終わります。

---

## 日程第5

**入江康仁議長**

お諮りいたします。

日程第5 諮問第2号については、人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議での審議といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

異議なしと認めます。

したがって、日程第5 諮問第2号については、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

それでは、日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについてを議題といたします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求ることについてであります、人権擁護委員の東長島957番地16、小川達也氏が本年12月31日をもって任期満了となります。

同氏におかれましては、令和5年1月から人権擁護委員としてご尽力をいただいております。

つきましては、同委員として教育関係に精通し、人権について理解と熱意を持って、積極的な活動を遂行している同氏を引き続き、候補者として推薦いたしたく議会の意見を求めるものでございます。

人事案件は、以上1件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

**入江康仁議長**

以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

---

**入江康仁議長**

ここで、諮問案件について、議会としての答申の意見を取りまとめるため、暫時休憩いたします。

10時まで暫時休憩といたします。

(午前 9時 50分)

---

**入江康仁議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 00分)

---

**入江康仁議長**

これより討論、採決に入ります。

日程第5、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は、起立を願います。

(全員起立)

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、諮問第2号については、適任という意見を付して答申することに決定いたしました。

---

**日程第6～日程第21**

**入江康仁議長**

お諮りいたします。

日程第6 議案第49号から日程第21 認定第5号までの16件については、提案理由並びに内容説明を求めるため、一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第6から日程第21までの16件については、一括議題とすることに決定いたしました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

## 尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきまして、ありがとうございました。

引き続きまして、各議案の提案理由及び認定案件についてご説明を申し上げます。

議案第49号 紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例でありますが、公職選挙法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第50号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります、育児・介護休業法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第51号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でありますが、育児・介護休業法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第52号 準用河川宮前川河川改修工事請負契約の締結についてであります、準用河川宮前川を改修するため、令和7年8月7日に入札執行した準用河川宮前川河川改修工事請負契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第53号 汐ノ津呂排水機場整備工事（その3）請負契約の締結についてであります、汐ノ津呂排水機場を整備するため、令和7年8月7日に入札執行した汐ノ津呂排水機場整備工事（その3）請負契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第54号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第2号）であります、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億38万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億6,395万6,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第55号 令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります

が、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,130万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億447万8,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第56号 令和7年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,395万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,562万5,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第57号 令和7年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ742万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,060万8,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第58号 令和7年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）であります。収益的収入につきましては、98万3,000円を減額し、総額を3億7,849万7,000円に、収益的支出につきましては、190万7,000円を増額し、総額を3億7,923万8,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第59号 令和6年度紀北町水道事業会計利益の処分についてであります。地方公営企業法第32条第2項の規定により、未処分利益剰余金の一部を減債積立金及び建設改良積立金に積み立てたいので、議会の議決を求めるものであります。

認定第1号 令和6年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和6年度紀北町水道事業会計決算認定について

この5案件につきましては、一般会計、特別会計並びに企業会計の令和6年度の決算であります。認定第1号から4号までにつきましては、地方自治法第233条第3項、認定第5号につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものであります。

以上、11件の議案、5件の認定につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。

何とぞ、慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

入江康仁議長

以上で提案理由の説明を終わります。

続いて、各議案の内容説明を求めます。

議案第49号から、議案第51号についての内容説明を求めます。

水谷総務課長。

**水谷法夫総務課長**

おはようございます。

議案第49号を説明させていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第49号 紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年紀北町条例第31号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年9月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、公職選挙法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

今回の改正は、最近における物価の変動等により、選挙運動における公費負担の限度額の見直しが行われたことから、本町におきましても、施行令の改正に準じた見直しを行うものであります。

4ページをお願いいたします。

改正文で、本条例は、附則により、公布の日から施行することとしています。

5ページの新旧対照表をお願いいたします。

改正内容をご説明いたします。

第8条の選挙運動用ビラの作成の公費負担額につきましては、1枚当たりの限度額7円73銭を8円38銭に、第11条の選挙運動用ポスターの作成の公費負担額につきましては、1枚当たりの限度額541円31銭を586円88銭に改正するものであります。

以上で議案第49号の説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

次に、議案第50号を説明させていただきます。

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第50号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年紀北町条例第28号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年9月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、育児・介護休業法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

8ページをお願いいたします。

改正文であります。

9ページをお願いいたします。

本条例は、附則により、令和7年10月1日から施行することとしています。

10ページの新旧対照表をお願いいたします。

主な改正内容をご説明いたします。

第18条の2第1項は、職員等が妊娠した際に、取得可能な休暇等の出生時両立支援制度等の周知と意向確認等の規定の追加、第18条の2第2項は、第1項と同様に、子供が3歳になるまでに、3歳以降に取得可能な休暇等の育児期両立支援制度等の周知や意向確認などの規定の追加であります。

以上で議案第50号の説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

次に、議案第51号を説明させていただきます。

議案書の12ページをお願いいたします。

議案第51号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町職員の育児休業等に関する条例（平成17年紀北町条例第29号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年9月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でありますが、育児・介護休業法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

13ページをお願いいたします。

改正文であります。

14ページをお願いいたします。

本条例は、附則により、令和7年10月1日から施行することとしています。

15ページの新旧対照表をお願いいたします。

主な改正内容をご説明いたします。

第19条の改正は、職員が育児の際に取得可能な部分休業の規定で、保育所の送迎など、1日につき2時間以内で休暇を取得できる制度ですが、改正により新たに1年につき10日以内の部分休業が設けられたことにより、これまでの部分休業を第1号部分休業に改正するものであります。

16ページをお願いいたします。

第19条の2は、新たに設けられた部分休業の規定で、取得は1時間単位とし、1日休むことができる規定などの追加、第19条の3は、1年の期間の規定で、4月1日から3月31日までとする規定の追加、第19条の4は、10日に相当する時間の規定で、職員は77時間30分、会計年度任用職員は勤務時間数に10を乗じた時間とする規定の追加、17ページをお願いいたします。第19条の5は、部分休業を取得する場合、第1号と第2号のどちらかを選択することになりますが、特別の事情が生じた場合は変更ができることから、特別の事情は、配偶者の負傷や入院などとする規定を追加するものであります。

以上で議案第51号の説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

**入江康仁議長**

次に、議案第52号についての内容説明を求めます。

井土建設課長。

**井土誠建設課長**

それでは、議案第52号 準用河川宮前川河川改修工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書の18ページをお願いします。

議案第52号 準用河川宮前川河川改修工事請負契約の締結について  
次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

1 契約の目的 準用河川宮前川河川改修工事

- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 6,226万円
- 4 契約の相手方 三重県北牟婁郡紀北町東長島75番地8

有限会社 鈴木組

代表取締役 鈴木彦四郎

令和7年9月9日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

準用河川宮前川を改修するため、令和7年8月7日に入札執行した、準用河川宮前川河川改修工事請負契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

それでは、準用河川宮前川河川改修工事の内容と、入札の経緯について、ご報告させていただきます。

この工事は、未改修部分の護岸が崩壊し、現地調査を行ったところ、未改修部分の大部分がはらみ出しており、崩壊の危険性が高いため本事業で整備することにより、浸水等の2次災害防止を図ることを目的とした事業でございます。

本事業箇所は、農林水産課により令和4年度で樋門工事が完成いたしました。建設課においては、令和5年度から令和7年度の3か年で事業実施を図ったものでございます。

資料3の平面図をご覧ください。全体計画が42.6mで、上流部の23.9mをボックスカルバートで実施し、残りの18.7mをコンクリートブロック積工で行うもので、緊急自然災害防止対策事業債にて、3か年で実施しております。黄色で表示の部分が令和5年度、赤色が令和6年度、青色の表示部分が令和7年度の事業箇所でございます。

本年度の事業内容は、プレキャスト函渠工2.4mと、コンクリートブロック積工18.7m両岸、仮設工事等を実施する予定でございます。

資料4は横断図となっております。

次に、入札についてご説明させていただきます。

本入札への参加資格を令和7年度紀北町建設工事発注標準で定める土木工事A Bランクの者とし、入札は、令和7年8月7日に執行し、4社が応札、有限会社鈴木組が6,226万円で落札いたしました。なお、予定価格は6,561万600円でしたので、落札率は94.89%であります。

それでは、19ページ、資料1をご覧ください。

工事費につきましては、請負金額が6,226万円、その内訳の工事価格が5,660万円、消費税が566万円でございます。

工事概要につきましては、函渠工事、擁壁工事、護岸工事、舗装工事、仮設工事となっております。

主な工事内容につきましては、函渠工事がボックスカルバート（B3,000×H2,000）がL=2.4m、擁壁工事がL型擁壁（B2,640×H4,000から3,868）がL=4.0m、護岸工事がコンクリートブロック積A=170.9m<sup>2</sup>、舗装工事が再生密粒度アスコン13mm、A=407.5m<sup>2</sup>、仮設工事が鋼矢板IV型H=8.0mから9.0m、60枚となっております。

工期につきましては、議会議決の日から令和8年3月13日としております。

20ページの資料2をご覧ください。

資料2は、設計金額の内訳を工事費と工事概要別に表したものでございます。

工事費につきましては、設計金額が6,561万600円、その内訳の工事価格が5,964万6,000円、消費税が596万4,000円でございます。

工事概要と主な工事内容につきましては、19ページ資料1と同様で、設計金額は諸経費を含んだ金額で表示しております。

設計金額は、函渠工事が544万4,000円、擁壁工事は298万2,000円、護岸工事が1,901万5,000円、舗装工事は430万8,000円、仮設工事は2,789万7,000円、合計の工事価格が5,964万6,000円となっております。

続いての資料でございますが、資料3から資料4は、今回の工事の説明図面となっております。

21ページ、資料3をご覧ください。

先ほどと重複いたしますが、この資料3は平面図で、黄色で表示の部分が令和5年度、赤色が令和6年度、青色が令和7年度の事業箇所でございます。青色の斜線部分は舗装工事を実施する範囲でございます。

本年度の施工延長は21.1mで、まず仮設工事の鋼矢板を打ち込み、ボックスカルバートとL型擁壁を据え付けし、コンクリートブロック積による護岸工を施工した後、舗装工事を実施する予定でございます。

続きまして、22ページ資料4をご覧ください。

こちらは横断図となりますが、下の横断図がボックスカルバートの設置横断図、上の横断

図がコンクリートブロック積による護岸工の横断図でございます。

右岸側の鋼矢板は、家屋と隣接していることから、打設後引き抜きを行わず埋設いたします。左岸側の道路部分は、函渠工事や護岸工事を実施後、鋼矢板を引き抜き、道路構造物を設置した後に舗装工事を実施する予定でございます。

準用河川宮前川河川改修工事の説明としては以上でございます。

これで、議案第52号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

### 入江康仁議長

次に、議案第53号についての内容説明を求めます。

家倉危機管理課長。

### 家倉義光危機管理課長

それでは、議案第53号 汐ノ津呂排水機場整備工事（その3）請負契約の締結についてを  
ご説明させていただきます。

議案書の23ページをお願いいたします。

議案第53号 汐ノ津呂排水機場整備工事（その3）請負契約の締結について  
次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

#### 記

1 契約の目的 汐ノ津呂排水機場整備工事（その3）

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約の金額 5億3,385万2,000円

4 契約の相手方 三重県津市藤方1165番地1

三愛物産株式会社 三重支店

取締役支店長 越後勉

令和7年9月9日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

汐ノ津呂排水機場の整備をするため、令和7年8月7日に入札執行した、汐ノ津呂排水機場整備工事（その3）請負契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

まず、汐ノ津呂排水機場整備工事につきましては、令和7年度が最終年度の計画となっており、工事施工箇所につきましては前年度に引き続いての工事となることから工事名を（その3）とさせていただいております。

それでは、工事内容を説明させていただきます。

議案書の24ページをお願いいたします。

資料1といたしまして、工事費、工事概要、工期についての説明となっております。

まず、工事費でありますが、請負金額が5億3,385万2,000円であります。

これは工事価格の4億8,532万円に10%の消費税4,853万2,000円を加えたものであります。一般競争入札により7社の参加があり、三愛物産株式会社三重支店が落札いたしました。

予定価格5億4,604万円に対する落札率は97.77%であります。

次に工事の概要でございますが、機械器具設置工事の主な工事内容につきましては、主ポンプ、原動機、吐出管、自家発電機の設置工事などで、まず、主ポンプにつきましてはφ1,200、立軸斜流ポンプ3.0m<sup>3</sup>/SをN=1.0台、原動機につきましてはディーゼル機関1,500min<sup>-1</sup>×160kwをN=1.0台、吐出管につきましてはφ1,200、ダクタイル鉄管N=1.0式、自家発電機屋外パッケージ式盤搭載形50KVA、N=1.0台となっております。

工期につきましては、議案の議決の日から令和9年2月10日までを予定しております。

議案書の25ページをお願いいたします。

資料2でありますが、汐ノ津呂排水機場整備工事（その3）の工事費と工事概要の設計概要でございます。

まず、工事費に関しましては、設計金額5億4,604万円であります。この設計金額は、工事価格の4億9,640万円に10%の消費税4,964万円を加えたものであります。

続きまして、工事概要に対する工事価格でございますが、機械器具設置工事に対する工事価格は、4億9,640万円、合計も同じく4億9,640万円でございます。

続きまして、議案書の26ページをお願いいたします。

資料3の平面図でございますが、青色表示の部分が今年度の施工箇所となっており、赤色表示につきましては令和6年度予算施工箇所で、黄色表示につきましては令和5年度予算施工箇所となります。

図面の右下側の左から原動機、主ポンプ、自家発電機、吐出管の施工箇所となっております。

議案書の27ページの資料4につきましては、一般図の断面図等となっております。

以上で議案第53号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

### 入江康仁議長

次に、議案第54号についての内容説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

### 上ノ坊健二財政課長

それでは、議案第54号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の内容につきまして、説明させていただきますので、予算書の1ページをご覧ください。

令和7年度 紀北町一般会計補正予算（第2号）

令和7年度 紀北町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億38万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億6,395万6,000円とする。

第2項 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年9月9日提出

紀北町長 尾上壽一

4ページをご覧ください。

第2表、地方債補正でありますが、追加として、緊急防災・減災事業、限度額950万円、変更として、緊急自然災害防止対策事業を9億9,010万円から10億510万円に変更するものでございます。

続きまして、補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書で、説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第14款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金は69万2,000円の増額で、障害者介護・訓練等給付事業に係る障害者自立支援給付費負担金の増額によるものでございます。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金1,109万3,000円の増額は、物価高騰対応重点

支援地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）の推奨事業メニューの増額に伴うものでございます。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金60万5,000円の増額は、窓口関係事業に係る中長期在留者住居地届出等事務委託費の増額によるものでございます。

8ページをご覧ください。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金3億3,056万7,000円の減額は、繰入金の一部を財政調整基金に戻し入れるものでございます。なお、今回の補正によりまして、財政調整基金年度末現在高見込額は13億8,162万6,000円となります。

第3目・地域づくり事業基金繰入金121万円の増額は、地域振興施設運営管理事業に充当するものでございます。

第8目・庁舎等改築及び改修基金繰入金461万円の増額は、庁舎管理事業に充当するものでございます。

第15目・地域振興基金繰入金109万7,000円の増額は、老人福祉特別対策事業（町単）に充当するものでございます。

第18目・ふるさと応援基金繰入金194万5,000円の増額は、中学校校舎等施設營繕事業に充当するものでございます。

第21目・森林環境譲与税基金繰入金2,081万2,000円の増額は、森林経営管理推進事業に充当するものでございます。

9ページをご覧ください。

第2項、第1目ともに特別会計繰入金5,220万9,000円の増額は、後期高齢者医療特別会計繰入金が、療養給付費負担金の精算に伴う4,478万円と、介護サービス事業特別会計繰入金が、前年度事業の精算に伴い742万9,000円を、一般会計に繰入れるものでございます。

第19款、第1項、第1目ともに繰越金6億2,072万6,000円の増額は、一般会計歳計剰余金の増額で、令和6年度決算に基づく前年度繰越金6億3,072万6,000円のうち当初予算計上分を除いたものでございます。

第20款・諸収入、第5項、第6目ともに雑入854万9,000円の減額は、予防接種事業に係る新型コロナ定期接種ワクチン確保事業費助成金の減額で、国からの助成がなくなったことによるものでございます。

10ページをご覧ください。

第21款、第1項ともに町債、第4目・農林水産業債1,500万円の増額は、農地防災事業に

係る県単排水施設整備事業債の増額、第7目・消防債950万円の増額は、防災行政無線管理事業に係る全国瞬時警報システム受信機更新事業債及び衛星系防災行政無線事業債を新たに計上するものでございます。

次に、歳出を説明させていただきます。

11ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は28万1,000円を減額するものでありますが、議会活動及び議会事務局運営事業は、各種会議への出席増加に伴う随行職員の旅費の増額等及び政務活動費の確定による減額等によるものでございます。

12ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は231万円を増額するものであります、職員人事管理事業は、子ども・子育て支援金創設に伴い、人事給与システムの改修を行うものでございます。

第5目・財産管理費は3億2,001万円を増額するものでありますが、庁舎管理事業461万円の増額は、本庁舎の浄化槽原水ポンプの故障による修繕工事費でございます。基金管理事業3億1,540万円の増額は、繰越金の約2分の1を財政調整基金に積み立てるものでございます。

13ページをご覧ください。

第3項、第1目ともに戸籍住民基本台帳費は57万1,000円を増額するものでありますが、窓口関係事業は、国からの委託により、在留カード等のICチップデータの書き換え・追記を行うための端末を整備するものでございます。

14ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第3目・町長選挙費は4万円を増額するものでありますが、町長選挙執行事業は、公職選挙法施行令の一部が改正されたことに伴い選挙公営に要する経費の限度額が引き上げられたことによるものでございます。

15ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第3目・身体障害者福祉費は138万6,000円を増額するものでありますが、障害者介護・訓練等給付事業は、障害者総合支援法改正に伴い就労選択支援サービスが創設されることから、システム改修を行うものでございます。

16ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は109万7,000円を増額するものであります

が、老人福祉特別対策事業（町単）は、在宅介護支援センター2階事務所のエアコンの故障による修繕費でございます。

17ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第2目・予防費は250万円を減額するものであります、予防接種事業は、新型コロナワクチン接種の予防接種検査委託料変更に伴い、減額するものでございます。

第3目・環境衛生費は55万1,000円を増額するものであります、地球温暖化対策事業は、実行計画（区域施策編）の進捗管理に係る経費を増額するものでございます。

18ページをご覧ください。

第3項・上水道費、第1目・上水道施設費は1,225万9,000円を増額するものであります、上水道事業繰出金は、物価高騰対策として、国からの交付金を活用して水道基本料金を2か月分減免することに対し、一般会計からの繰出金を計上するものでございます。

19ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第5目・農地費は1,500万円を増額するものであります、農地防災事業は、船津川排水機場の修繕工事に伴い、県への事業負担金を新たに計上するものでございます。

20ページをご覧ください。

第2項・林業費、第2目・林業振興費は2,081万2,000円を増額するものであります、森林経営管理推進事業は、保育間伐の標準単価改正及び作業区分の統合に伴い、事業委託料を増額するものでございます。

第4目・町有林造成費は1,785万5,000円を増額するものであります、町有林造成事業につきましても、同理由でございます。

21ページをご覧ください。

第6款、第1項ともに商工費、第2目・商工業振興費は121万円を増額するものであります、地域振興施設運営管理事業は、始神テラスの厨房空調機の故障による修繕費でございます。

22ページをご覧ください。

第8款、第1項ともに消防費、第1目・常備消防費は779万5,000円を減額するものであります、三重紀北消防組合負担金は、消防本部・尾鷲消防署庁舎移転候補地購入代が確定したこと等により、一部事務組合負担金を減額するものでございます。

第3目・消防施設費は160万4,000円を増額するものであります、消防機械器具整備管理事業71万5,000円の増額は、新町消防団車両の修繕費でございます。消防団詰所等建物管理事業88万9,000円の増額は、新町消防団詰所の修繕費でございます。

第4目・水防費は55万円を増額するものであります、河川海岸水防対策事業は、汐見排水機場の吸入管の修繕費でございます。

第5目・災害対策費は1,001万5,000円を増額するものであります、防災行政無線管理事業は、全国瞬時警報システム（J-アラート）受信機更新工事費や県が実施する衛星系防災行政無線更新工事に係る事業負担金を新たに計上するものでございます。

23ページをご覧ください。

第9款・教育費、第2項・小学校費、第1目・学校管理費は374万4,000円を増額するものであります、小学校校舎等施設營繕事業は、西小学校体育館屋根修繕工事、上里小学校普通教室エアコン撤去・移設工事、東小学校コンピュータ室エアコン撤去・移設工事等に要する経費でございます。

24ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は194万5,000円を増額するものであります、中学校校舎等施設營繕事業は、潮南中学校職員室エアコン修理工事、三船中学校視聴覚教室エアコン撤去・移設工事、赤羽中学校職員室空調機設置工事に要する経費でございます。

25ページからは、地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、26ページの合計欄をご覧ください。

前年度末現在高は109億3,648万3,000円であり、当該年度中の起債見込額は、今回の補正分2,450万円の増額により16億6,430万円となり、当該年度中の元金償還見込額は、13億5,757万3,000円であることから、当該年度末現在高見込額は112億4,321万円となる見込みでございます。

27ページをご覧ください。

給与費明細書でございますが、1の特別職につきましては、その他の特別職で報酬10万円を増額し、補正後の総額としましては、1億4,678万7,000円となります。これは、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進に係る推進委員報酬を新たに計上するものでございます。

以上で、議案第54号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

**入江康仁議長**

次に、議案第55号及び議案第56号についての内容説明を求めます。

世古住民課長。

**世古基樹住民課長**

それでは、議案第55号 令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

**（歳入歳出予算の補正）**

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,130万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億447万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月9日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので6ページをご覧ください。

第3款・県支出金、第3項・県負担金・補助金、第1目・保険給付費等交付金927万2,000円の増額は、三重県からの普通交付金で、令和7年度より交付金の対象が拡大したことが要因であります。新たに対象となるのは、出産育児諸費・葬祭費・診療報酬支払手数料の支払いに係る費用分でございます。

第5款・繰入金、第2項、第1目ともに積立基金繰入金621万円の減額は、前年度繰越金の精算により、財政調整基金からの繰入金を減額するものでございます。

第6款、第1項、第1目ともに繰越金823万9,000円の増額は、前年度事業費の精算による歳計剩余金でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費883万9,000円の増額につきましては、令和8年度から始まる、子ども・子育て支援金制度に対しましてのシステム改修費用でございます。

8ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第1項・療養諸費、第5目・審査支払手数料の財源、続きまして9ページをお願いします。第4項・出産育児諸費、第1目・出産育児一時金の財源、続きまして、10ページをお願いします。第5項・葬祭諸費、第1目・葬祭費の財源につきましては、それぞれ歳入財源の充當に係る更正でございます。

11ページをご覧ください。

第3款・国民健康保険事業費納付金、第1項、第1目ともに医療給付費分につきましては、財源の更正でございます。

12ページをご覧ください。

第3項、第1目ともに介護納付金分13万1,000円の減額につきましては、三重県へ納める金額の確定によるものでございます。

13ページをお願いします。

第8款・諸支出金、第2項・国県支出金返納金、第2目・県支出金返納金259万3,000円の増額につきましては、令和6年度の保険給付費の実績に伴う返還金でございます。

以上で、議案第55号 令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第56号 令和7年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和7年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和7年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,395万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,562万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月9日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明いたしますので、6ページをご覧ください。

第5款、第1項、第1目ともに繰越金5,395万4,000円の増額は、前年度事業費の歳計剩余金でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費96万3,000円の増額につきましては、令和8年度から始まる、子ども・子育て支援金制度に対しましてのシステム改修費用でございます。

8ページをご覧ください。

第2款、第1項、第1目ともに、後期高齢者医療広域連合納付金821万1,000円の増額は、三重県後期高齢者医療広域連合への納付金のうち、保険料負担金分の増額でございます。

9ページをご覧ください。

第4款・諸支出金、第2項・繰出金、第1目・他会計繰出金4,478万円の増額は、前年度精算による一般会計への繰出金でございます。

以上で、議案第56号 令和7年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**入江康仁議長**

次に、議案第57号についての内容説明を求めます。

東老人ホーム赤羽寮長。

**東雅人老人ホーム赤羽寮長**

それでは、議案第57号 令和7年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

令和7年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところ

による。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ742万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,060万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月9日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書で歳入予算から説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第6款、第1項、第1目ともに繰越金、742万8,000円を増額して742万9,000円とするものであります。前年度歳計剩余金を繰り越したものであります。

続きまして、歳出予算の内容説明をさせていただきます。

7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は、1,000円を減額し1億9,981万円とするものであります。これは、先ほど歳入で説明しました繰越金を、後ほど説明いたします一般会計繰出金に充当するに当たり、端数の調整により減額するものでございます。

続きまして8ページをお願いいたします。

第5款・諸支出金、第2項・繰出金、第1目・他会計繰出金の742万9,000円の増額につきましては、令和6年度において一般会計からの繰入れをいただいた上で生じた歳計剩余金を、今回一般会計への繰出金として清算するというものであります。

以上で、議案第57号 令和7年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

**入江康仁議長**

次に、議案第58号及び議案第59号についての内容説明を求めます。

宮原水道課長。

**宮原優水道課長**

それでは、議案第58号 令和7年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご

説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和7年度 紀北町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度紀北町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございますが、第1款・水道事業収益の既決予定額3億7,948万円から、補正予定額の98万3,000円を減額し、計を3億7,849万7,000円に、第1項・営業収益の既決予定額3億1,123万9,000円から、補正予定額1,324万2,000円を減額し、計を2億9,799万7,000円に、第2項・営業外収益の既決予定額6,824万1,000円に、補正予定額1,225万9,000円を増額し、計を8,050万円に補正するものでございます。

支出でございますが、第1款・水道事業費用の既決予定額3億7,733万1,000円に、補正予定額190万7,000円を増額し、計を3億7,923万8,000円に、第1項・営業費用の既決予定額3億5,427万9,000円に、補正予定額342万円を増額し、計を3億5,769万9,000円に、第2項・営業外費用の既決予定額2,295万2,000円から、補正予定額151万3,000円を減額し、計を2,143万9,000円に、補正するものでございます。

（他会計からの補助金）でございますが、

第3条 予算第9条に定めた一般会計からの補助金を、次のとおり補正する。

一般会計からの補助金の既決予定額3,759万9,000円に、補正予定額1,225万9,000円を増額し、計を4,985万8,000円に補正するものでございます。

令和7年9月9日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、実施計画説明書に基づき、収益的収入からご説明させていただきます。

10ページをご覧ください。

第1款・水道事業収益、第1項・営業収益、第1目・給水収益は、1,324万2,000円を減額し、2億9,578万6,000円とするものでございます。物価高騰の影響を受けている町民や事業

者の皆様の経済的負担を軽減するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、令和7年10月から11月までの1期2か月間、水道基本料金を全額免除するものでございます。

第2項・営業外収益、第2目・補助金は1,225万9,000円を増額し、1,966万4,000円とするものでございます。一般会計からの繰入金で、収益的収入で不足する水道基本料金の減収分及び対応事務費を一般会計から同額を補填するものでございます。

次に、収益的支出につきましては、第1款・水道事業費用、第1項・営業費用、第2目・配水及び給水費は、320万円を増額し、2,730万2,000円とするもので、配水管、配水施設の修繕料の増加によるものでございます。

第3目・総係費は、22万円を増額し、9,010万4,000円とするもので、水道基本料金の免除に伴う電算システム改修費の増額でございます。

第2項・営業外費用、第3目・消費税及び地方消費税は、151万3,000円を減額し、630万6,000円とするものでございます。水道基本料金の減収等に伴う消費税及び地方消費税の減額でございます。

以上で、議案第58号 令和7年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第59号 令和6年度紀北町水道事業会計利益の処分についてのご説明をさせていただきます。

議案書の28ページをお願いいたします。

議案第59号 令和6年度紀北町水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和6年度紀北町水道事業会計利益の処分について、別紙のとおり未処分利益剰余金9,930万1,928円のうち40万円を減債積立金に積み立て、700万4,089円を建設改良積立金に積み立てたいので、議会の議決を求める。

令和7年9月9日提出

紀北町長 尾上壽一

29ページをお願いいたします。

令和6年度紀北町水道事業会計決算書の抜粋でございます。

4、令和6年度紀北町水道事業剰余金処分計算書（案）の表になります。

表の右側の未処分利益剰余金でございますが、縦列で見ていただきまして、当年度末残高9,930万1,928円のうち、議会の議決による処分額といたしましては、740万4,089円をお願いするものでございます。

内訳といたしましては、減債積立金に40万円、建設改良積立金に700万4,089円を積み立てたいので、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第59号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

---

### **入江康仁議長**

それでは、ここで、11時25分まで暫時休憩といたします。

(午前 11時 04分)

---

### **入江康仁議長**

時間がきましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 25分)

---

### **入江康仁議長**

続きまして、決算関係でありますが、まず最初に認定第1号から認定第5号までの審査の結果について、代表監査委員から意見等の説明並びに報告を求めます。

加藤代表監査委員。

### **加藤克英監査委員**

それでは、決算審査の報告をさせていただきます。

令和6年度紀北町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の1ページをご覧ください。

#### **第1 審査の概要**

##### **1 審査の対象**

令和6年度紀北町一般会計歳入歳出決算  
令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算  
令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算  
令和6年度紀北町土地開発基金運用状況調書  
令和6年度紀北町育英基金運用状況調書  
令和6年度紀北町国民健康保険高額療養費貸付基金運用状況調書  
令和6年度紀北町国民健康保険出産費資金貸付基金運用状況調書

## 2 審査の期間

令和7年7月24日から令和7年8月19日

## 3 審査を実施した監査委員

加藤克英、大西瑞香議員でございます。

## 4 審査の手続

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等を実施した。

2ページをご覧ください。

## 第2 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果誤りはなく、また、予算の執行及び関連する事務処理についても、適正に行われているものと認められた。

以下、決算数値の詳細等につきましては、ご確認いただくこととしまして、25ページの所見を朗読させていただきます。

## 5 所見

本決算は、地方自治法その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算書などを適法かつ正確に作成し、収支についても適正に執行処理されていることが認められた。

一般会計の歳入決算額は118億8,042万5,168円であり、前年度に比べ4億7,241万9,361円(4.14ポイント)増額となっている。財源別に見ると、自主財源額は、38億1,826万5,797円で前年度比0.44ポイントの減少、依存財源額は、80億6,215万9,371円で前年度比6.46ポイント

トの増加となっている。

自主財源額減少の主な要因としては、基金の取崩しの減少により、繰入金が前年度比1億8,578万6,361円（14.71%）減少したことによるものである。

なお、ふるさと納税の寄附金額は、1億1,878万5,000円で前年度比235万6,367円（1.95%）減少しているところである。現状として、地方自治体間において、ふるさと納税の寄附金の獲得競争及び競合が顕著になってきているが、総務省の示している指針を遵守し、さらなる魅力ある返礼品の選定を進め、寄附者の多様なニーズに寄り添った取組を行うとともに、引き続き、紀北町の魅力を発信していく取り組み、町全体の産業振興に資するよう注力されたい。

主たる自主財源の町税では、1,734万9,018円（1.25%）の増額となった。

また、収納率も前年度から0.38ポイント増加し、97.75%となっている。安定した行政サービスを維持するためには、安定的な財源の確保が不可欠であることから、今後とも自主財源の確保に努められたい。

一般会計の歳出決算額は112億2,477万5,590円で、前年度より5億4,992万9,630円（5.15%）増額となった。これは、主に物価高騰対応重点支援給付金事業、汐ノ津呂排水機場整備事業などによるものである。財政規律に留意しつつ、地域経済の活性化に向けて、紀北町第2次総合計画に基づく事業を積極的かつ計画的に取り組んでいただきたい。

最後に、インフレーションの進展、それに伴う物価高騰の長期化が見込まれ、町民生活や地域経済への影響が懸念される中でも、防災対策のさらなる強化、高度経済成長期に整備されたインフラの更新、行政のデジタル化への対応などを進めていかなければならないところだが、財政需要の増大が今後も続くものと思慮するところであり、以前にも増して厳しい財政運営が求められていることから、さらなる事務事業の効率化に努められたい。

今後とも、知恵を絞り効果的な施策を展開することで、より一層長期的な展望に立った適切な町政運営を推進していただくことを切にお願いするものである。

続きまして、令和6年度紀北町水道事業会計決算審査意見書の1ページをご覧ください。

## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象

令和6年度 紀北町水道事業会計決算

### 2 審査の期間

令和7年6月26日から令和7年8月19日

### 3 審査を実施した監査委員

加藤克英、大西瑞香議員でございます。

### 4 審査の手続

審査に付された決算書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確かめ、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿及び証拠書類の照合等を実施した。

2ページをご覧ください。

### 第2 審査の結果

審査に付された決算書及び決算附属書類は関係法令に基づいて作成されており、会計帳簿及び証拠書類と照合点検したところ計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。

以下、決算数値の詳細等につきましては、ご確認いただくこととしまして、3ページの所見を朗読させていただきます。

### 3 所見

水道事業会計決算については、損益計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書からも業務活動の業績はおおむね良好であると考えられる。

現年度収納率については、99.38%であり、引き続き高い水準を維持している。今後も納付の利便性を維持し、過年度分も含め収納率の確保に努められたい。年間有収水量率について、全体では55.1%と昨年度に比べ2.2ポイント減少しており、県下において低い状況にあるが、管路経年劣化率は前年度比3.38ポイント増加の39.12%であることから老朽化が進んでいることが主たる要因と考えられる。

のことから、引き続き年間有収水量率の向上のため、老朽管の布設替えと漏水箇所を早期に特定するなどの対策を講じられたい。

また、能登半島地震を踏まえ設置された国の上下水道地震対策検討委員会による報告書「令和6年能登半島地震における上下水道施設被害と今後の地震対策、災害対策のあり方～災害に強く、持続可能な上下水道システムの構築に向けて～」によれば、「耐震化実施済みであった浄水場や下水処理場等では、施設機能に重大な影響を及ぼすような被害は確認されておらず、事前防災としての施設の耐震化の効果が再確認された。」と示されており、自然災害等による被災を最小限にとどめ、被災した場合であっても、迅速に復旧できるよう、計画的に水道施設の耐震化等を行い、災害に強い持続可能なインフラ整備を進められたい。

なお、水道施設が被災した際には、町民の生活に大きな影響を与え、国からの財政支援はあるものの町民の負担も発生することから、水道施設の現状や課題への理解を深められるよう情報提供への取組をより一層、強化されたい。

最後に、水道事業を取り巻く経営環境は、物価上昇やエネルギー価格の高騰、少子高齢化による人口減少などの社会環境の変化の中で、今後、さらに厳しさを増すものと思われる。こうした経営環境においても、水道事業は、住民生活をはじめ、あらゆる分野における極めて重要なライフラインであり、将来にわたって安全で良質な水道水を安定的に供給し続けていくことはもちろんのこと、災害などの非常時には迅速な復旧が求められることから事前防災投資を進められるよう、今後とも健全な経営を維持するため、中長期の更新需要と財政収支の見通しの把握に基づいた適正な財源の確保を図りつつ、水道施設の整備及び維持管理などの適正化に努められたい。

以上でございます。

### 入江康仁議長

続いて、会計管理者より水道会計を除いた認定第1号から認定第4号までの4件についての詳明説明を求めます。

宮本会計管理者。

### 宮本忠宜会計管理者

それでは、令和6年度紀北町一般会計及び特別会計3件の歳入歳出決算につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案書の30ページをお願いいたします。

認定第1号 令和6年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度紀北町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月9日提出

紀北町長 尾上壽一

説明につきましては、各会計の歳入歳出決算事項別明細書によりまして、歳入歳出の款の金額、項以降は主要な事業等とさせていただきますので、お手元の決算説明資料を併せてご参照願います。

それでは、一般会計・歳入から説明させていただきますので、決算書13ページをお願いいたします。

第1款・町税でございます。

町税全体の収入済額は、14億638万9,425円、調定額は、14億3,871万6,986円で、徴収率は97.75%、前年度が97.37%で、0.38%の増となり、このうち、現年度分の徴収率は99.22%、滞納繰越分の徴収率は37.08%でございます。

第2款・地方譲与税の収入済額は、1億4,993万円。

第3款・利子割交付金の収入済額は、65万8,000円。

15ページをお願いいたします。

第4款・配当割交付金の収入済額は、1,541万5,000円でございます。

第5款・株式等譲渡所得割交付金の収入済額は、2,133万4,000円。

第6款・法人事業税交付金の収入済額は、3,846万円。

第7款・地方消費税交付金の収入済額は、3億6,666万2,000円。

第8款・環境性能割交付金の収入済額は、1,220万2,000円。

第9款・地方特例交付金の収入済額は、5,664万5,000円。

17ページをお願いいたします。

第10款・地方交付税の収入済額は、47億1,073万9,000円。

第11款・交通安全対策特別交付金の収入済額は、71万9,000円。

第12款・分担金及び負担金の収入済額は、3,441万512円で、主な収入につきましては、第2項・負担金、第2目・民生費負担金の私立保育所保育料負担金、老人ホーム赤羽寮入所負担金などでございます。

第13款・使用料及び手数料の収入済額は、1億7,950万2,603円で、19ページをお願いいたします。

主な収入につきましては、第1項・使用料、第5目・商工使用料では、森林公園オートキャンプ場施設使用料、温泉施設使用料等、第6目・土木使用料では、町営住宅使用料等、第7目・教育使用料では、健康増進施設使用料などでございます。

第2項・手数料、第1目・総務手数料では、戸籍住民手数料などでございます。

第14款・国庫支出金の収入済額は、11億4,566万7,741円で、主な収入につきましては、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金では、障害者自立支援給付費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金、児童手当等負担金、国民健康保険基盤安定事業費負担金などでございます。

21ページをお願いいたします。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金では、デジタル基盤改革支援補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等、第2目・民生費補助金では、子ども・子育て支援交付金、就学前教育・保育施設整備交付金等、第4目・農林水産業費補助金では、海岸保全施設整備事業費補助金、同じく繰越分、第6目・土木費補助金では、道路メンテナンス事業費補助金などでございます。

23ページをお願いいたします。

第3項・委託金、第2目・民生費委託金では、国民年金事務委託金などでございます。

第15款・県支出金の収入済額は、5億3,164万8,630円で、主な収入につきましては、第1項・県負担金、第2目・民生費負担金では、障害者介護給付費負担金、施設型給付費・地域型保育給付費負担金、後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金、国民健康保険基盤安定事業費負担金、児童手当等負担金などでございます。

第2項・県補助金、第2目・民生費補助金では、心身障害者医療費補助金、地域子ども・子育て支援事業補助金、子ども医療費補助金、みえ子ども・子育て応援総合補助金等、第3目・衛生費補助金では、健康増進法健康増進事業費補助金等。

25ページをお願いいたします。

第4目・農林水産業費補助金では、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策交付金、造林事業費補助金、みえ森と緑の県民税市町交付金（基本枠）、同じく（連携枠）等、第10目は、電源立地地域対策交付金でございます。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金では、県民税徴収取扱委託金、衆議院議員選挙執行委託金等。

27ページをお願いいたします。

第6目・土木費委託金では、江ノ浦橋管理委託金、海岸清掃委託金等、第7目・消防費委託金では、樋門管理委託金でございます。

第16款・財産収入の収入済額は、1,519万2,506円で、主な収入につきましては、第1項・財産運用収入の土地の貸付収入、基金運用利息等、第2項・財産売払収入の立木売払収入、物品売払収入などでございます。

第17款・寄附金の収入済額は、1億2,108万5,000円で、主な収入につきましては、第1項・寄附金、第1目・総務費寄附金のふるさと寄附金等で、寄附件数は5,587件でございます。

29ページをお願いいたします。

第18款・繰入金の収入済額は、10億7,734万5,239円で、主な収入につきましては、第1項・基金繰入金は、財政調整基金、減債基金、地域振興基金、ふるさと応援基金からの繰入金及び第2項・特別会計からの繰入金でございます。

31ページをお願いいたします。

第19款・繰越金の収入済額は、7億3,315万9,847円で、前年度の歳計剩余金でございます。

続きまして、第20款・諸収入の収入済額は、2億5,118万665円で、主な収入につきましては、第1項・延滞加算金及び過料では、町民税や固定資産税などの延滞金、第3項・貸付金元利収入では、奨学資金貸付金返還金及び災害援護資金貸付金返還金、第4項・受託事業収入、第1目・民生費受託事業収入では、地域支援事業受託事業収入、老人ホーム入所者受託事業収入、高齢者保健と介護予防の一体的実施受託事業収入、第3目・農林水産業費受託事業収入では、分取造林受託事業収入等。

33ページをお願いいたします。

第5項・雑入では、紀北広域連合精算金などでございます。

続きまして、第21款・町債の収入済額は、10億1,207万9,000円で、主な収入につきましては、第1項・町債、第1目・総務債では、過疎対策事業債でソフト事業等に、第2目・民生債では、合併特例事業債で児童発達支援施設整備事業債に、第3目・衛生債では、一般廃棄物処理事業債で広域ごみ処理施設整備事業債に、過疎対策事業債で廃棄物収集車整備事業ほか1事業に、第4目・農林水産業債では、合併特例事業債で海岸保全施設整備事業、同じく繰越分に、過疎対策事業債で、林道江竜線舗装事業ほか3事業に、緊急自然災害防止対策事業債では、県単排水施設整備事業、同じく繰越分に、第6目・土木債では、過疎対策事業債で、トンネル改修事業ほか8事業に、緊急自然災害防止対策事業債で、町道相賀桧町7号線道路整備事業ほか4事業に、第7目・消防債では、緊急自然災害防止対策事業債で排水機場整備事業、同じく繰越分に、第8目・教育債では、過疎対策事業債で、潮南中学校整備事業ほか1事業、脱炭素化推進事業債で紀北中学校整備事業ほか4事業に充当いたしております。

第10目は、臨時財政対策債でございます。

以上、歳入合計は、予算現額122億2,019万9,537円、調定額119億5,358万3,368円、調定額に対する収入済額が118億8,042万5,168円となり、第1款・町税の不納欠損額は317万2,970円でございます。

また、第1款・町税、第12款・分担金及び負担金、第13款・使用料及び手数料、第20款・諸収入を合わせた収入未済額が6,998万5,230円となりました。

続きまして、歳出でございます。

35ページをお願いいたします。

第1款・議会費の支出済額は、9,223万5,434円で、主な支出につきましては、議員報酬や職員人件費のほか、議会活動と事務に要した経費でございます。

続きまして、第2款・総務費の支出済額は、19億3,703万3,459円で、主な支出につきましては、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費では、特別職、職員及び会計年度任用職員人件費、総合住民情報システム運営事業、マイナンバーカード普及事業等。

37ページをお願いいたします。

第2目・文書広報費では、CATV行政放送事業、文書取扱事業、一般広報・広聴事業、法令・例規集管理事業等、第3目・財政管理費では、財務会計システム運営事業等、第5目・財産管理費では、基金管理事業、庁舎管理事業、町有財産管理事業などでございます。

39ページをお願いいたします。

第6目・企画費では、高度情報化推進事業、ふるさと寄附金（納税）推進事業、地方バス運行対策事業、地域おこし協力隊受け入れ事業、東紀州地域活性化ソフト事業等、第7目・支所及び出張所費では、総合支所の管理経費等。

41ページをお願いいたします。

第10目・生活安全推進費では、交通安全対策推進事業、防犯活動事業等、第12目・諸費では、町税過誤納付による歳出還付金等、第13目・地域振興費では、住宅リフォーム支援事業でございます。

第2項・徴税費、第1目・税務総務費では、職員人件費や税務一般事務費。

43ページをお願いいたします。

第2目・賦課徴収費では、町税の賦課徴収の事務に要した経費、定額減税に係る調整給付分の物価高騰対応重点支援給付金事業でございます。

第3項・戸籍住民基本台帳費では、職員人件費、戸籍電算管理事業等でございます。

第4項・選挙費では、職員人件費や、衆議院議員選挙などの執行に要した経費でございます。

45ページをお願いいたします。

第5項・統計調査費、第2目・指定統計費では、指定統計調査受託事業に要した経費でございます。

続きまして、第3款・民生費の支出済額は、30億4,206万4,529円で、第1項・社会福祉費

の主な支出につきましては、第1目・社会福祉総務費では、職員及び会計年度任用職員人件費、紀北広域連合運営事業、紀北町社会福祉協議会助成事業、国民健康保険事業特別会計繰出金、物価高騰対応重点支援給付金事業、同じく繰越分等、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費の繰越明許費1,756万4,685円は、物価高騰対応重点支援給付金事業に要する経費を令和7年度へ繰り越すものでございます。

47ページをお願いいたします。

第3目・身体障害者福祉費では、障害者介護・訓練等給付事業、心身障害者医療費助成事業、障害者更生医療費給付事業、障害者総合支援センター設置事業、児童発達支援施設整備事業等に、第4目・国民年金事務費では、職員人件費や年金事務に要した経費でございます。

49ページをお願いいたします。

第2項・老人福祉費の主な支出につきましては、第1目・老人福祉総務費では、後期高齢者医療特別会計繰出金、老人福祉施設措置事業、介護サービス事業特別会計繰出金、配食サービス事業、地域支援事業（介護予防）、地域支援事業（生活支援体制整備事業）、老人福祉特別対策事業（町単）等に、第2目・養護老人ホーム費では、職員人件費や老人ホーム管理運営事業に要した経費でございます。

51ページをお願いいたします。

第3項・児童福祉費の主な支出につきましては、第1目・児童福祉総務費では、放課後児童クラブ対策事業、子育て支援センター設置事業等に、第2目・保育所費では、児童保育事業、私立保育所保育対策事業等に、第3目・児童措置費では、児童手当等支給事業、子育て世帯生活支援特別給付金事業等に、第4目・母子福祉費では、子ども医療費助成事業、一人親家庭等医療費助成事業等に要した経費でございます。

続きまして、53ページをお願いいたします。

---

入江康仁議長

報告の途中でございますが、衛生費まで切らさせていただいて、昼食のため1時まで暫時休憩といたします。

(午前 11時 57分)

---

入江康仁議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

---

入江康仁議長

宮本会計管理者、引き続き詳細説明をお願いいたします。

宮本会計管理者。

宮本忠宜会計管理者

それでは、引き続きまして、令和6年度一般会計及び特別会計3件の歳入歳出決算についてまして、説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

一般会計歳出の第4款・衛生費からでございます。

決算書の53ページをお願いいたします。

第4款・衛生費の支出済額は、11億603万3,110円で、主な支出につきましては、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費では、職員及び会計年度任用職員人件費、地域保健共通事業等に、第2目・予防費では、予防接種事業、がん検診事業、母子健診事業等に。

55ページをお願いいたします。

第3目・環境衛生費では、火葬場及び靈柩車管理運営事業、墓地管理事業等に要した経費でございます。

第2項・清掃費の主な支出につきましては、第1目・清掃総務費では、職員及び会計年度任用職員人件費に、第2目・塵芥処理費では、リサイクルセンター管理運営事業、ごみ収集処理事業、資源ごみリサイクル促進事業、廃棄物適正処理推進事業、不燃物処理施設管理事業等に。

57ページをお願いいたします。

第3目・し尿処理費では、し尿処理事業に要した経費でございます。

第3項・上水道費では、企業債償還等のための上水道事業繰出金でございます。

続きまして、第5款・農林水産業費の支出済額は、5億8,069万3,152円で、主な支出につきましては、第1項・農業費、第1目・農業委員会費では、職員人件費、農業委員会運営事業に。

59ページをお願いいたします。

第2目・農業総務費では、職員及び会計年度任用職員人件費、中山間地域総合整備事業、農政総合企画事業等に、第1項・農業費、第2目・農業総務費の繰越明許費1,108万1,100円は、中山間地域総合整備事業に要する経費を令和7年度へ繰り越すものでございます。第5目・農地費では、海岸環境整備事業、有害鳥獣対策事業、農地防災事業、同じく繰越分、土地改良施設維持管理適正化事業等に要した経費でございます。

第5目・農地費の繰越明許費5,783万3,100円のうち300万円につきましては、一般土地改良事業に、5,483万3,100円につきましては、農地防災事業に要する経費を令和7年度へ繰り越すものでございます。

第2項・林業費の主な支出につきましては、第1目・林業総務費では、職員人件費、林政総合企画事業に。

61ページをお願いいたします。

第2目・林業振興費では、みえ森と緑の県民税市町交付金事業、森林経営管理推進事業等に、第3目・林業施設費では、林道・治山関係事業、同じく繰越分に、第4目・町有林造成費では、町有林造成事業、同じく繰越分に、第2項・林業費、第4目・町有林造成費の繰越明許費1,146万7,441円につきましては、町有林造成事業に要する経費を令和7年度へ繰り越すものでございます。

63ページをお願いいたします。

第5目・分収造林費では、分収造林事業に要した経費でございます。

第3項・水産業費の主な支出につきましては、第1目・水産業総務費では、職員人件費、島勝漁村センター管理事業等に、第2目・水産業振興費では、漁業振興対策事業、水産資源増殖事業等に、第3目・漁港管理費では、海岸保全施設整備事業、同じく繰越分、漁港管理事業に要した経費でございます。

第3項・水産業費、第3目・漁港管理費の繰越明許費5,302万7,000円につきましては、海岸保全施設整備事業に要する経費を令和7年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、第6款・商工費の支出済額は、3億7,977万7,325円で、主な支出につきましては、第1項・商工費、第1目・商工総務費では、職員及び会計年度任用職員人件費、地域生活応援商品券事業（繰越分）等に。

65ページをお願いいたします。

第2目・商工業振興費では、中小企業指導育成事業、道の駅マンボウ管理事業、地域振興

施設運営管理事業、ふれあい広場マンドロ管理事業、小規模事業者利子補給等事業等に、第3目・観光費では、森林公園オートキャンプ場管理運営事業、温泉施設管理運営事業、観光振興事業、観光活性化対策事業、地域おこし協力隊受け入れ事業（観光分）、種まき権兵衛の里管理運営事業、観光推進事業、体験型イベント交流施設管理運営事業等に要した経費でございます。

67ページをお願いいたします。

続きまして、第7款・土木費の支出済額は、6億7,167万3,299円で、主な支出につきましては、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費では、職員及び会計年度任用職員人件費や道路台帳修正業務委託事業等に要した経費でございます。

第2項・道路橋りょう費の主な支出につきましては、第1目・道路橋りょう総務費では、職員人件費に、第2目・道路橋りょう維持費では、白浦トンネル修繕工事、橋本橋橋梁改修工事、ソウノ木橋梁改修工事等に。

69ページをお願いいたします。

第3目・道路橋りょう新設改良費では、町道井の島山本2号線道路整備工事、町道相賀桧町7号線道路整備工事、町道井の島5号線道路整備工事、町道呼崎海岸2号線道路整備工事、町道渡利引本線道路舗装工事等に要した経費でございます。

第3項・河川費の主な支出につきましては、第1目・河川総務費では、海岸環境清掃業務委託事業等に、第2目・河川施設費では、準用河川宮前川河川改修工事等に、第3目・砂防費では、急傾斜地崩壊対策事業、同じく繰越分に要した経費でございます。

第3項・河川費、第3目・砂防費の繰越明許費6,252万3,100円につきましては、急傾斜地崩壊対策事業に要する経費を令和7年度へ繰り越すものでございます。

第4項・港湾費の主な支出につきましては、第1目・港湾管理費では、江ノ浦橋管理委託事業等に要した経費でございます。

71ページをお願いいたします。

第5項・都市計画費の主な支出につきましては、第1目・都市計画総務費では、職員人件費等に要した経費でございます。第6項・住宅費では、町営住宅管理事業、木造住宅耐震補強事業等に要した経費でございます。

続きまして、第8款・消防費の支出済額は、9億6,263万6,423円で、主な支出につきましては、第1項・消防費、第1目・常備消防費では、三重紀北消防組合への負担金等に。

73ページをお願いいたします。

第2目・非常備消防費では、消防団出動事業、消防団員活動事業等に、第3目・消防施設費では、消防機械器具整備管理事業等に、第4目・水防費では、河川海岸水防対策事業、汐ノ津呂排水機場整備事業、同じく繰越分等に、第4目・水防費の繰越明許費1億1,733万1,500円のうち、467万5,000円につきましては、河川海岸水防対策事業に、1億1,265万6,500円につきましては、汐ノ津呂排水機場整備事業に要する経費を令和7年度へ繰り越すものでございます。第5目・災害対策費では、防災行政無線管理事業、災害対策事業、自主防災組織対策事業等に要した経費でございます。

75ページをお願いいたします。

続きまして、第9款・教育費の支出済額は、10億649万134円で、主な支出につきましては、第1項・教育総務費、第2目・事務局費では、特別職、職員及び会計年度任用職員人件費、児童生徒スクールバス運行事業等に、第2目・事務局費の繰越明許費477万9,000円につきましては、児童生徒スクールバス運行事業に要する経費を令和7年度へ繰り越すものでございます。第3目・教育振興費では、きほく子育て応援事業等に。

77ページをお願いいたします。

第4目・奨学費では、奨学金貸与事業に要した経費でございます。

第2項・小学校費の主な支出につきましては、第1目・学校管理費では、小学校7校の管理運営や修繕などに要した経費、第2目・教育振興費では、小学校教育活動振興助成事業、要保護及び準要保護児童就学援助事業等に要した経費でございます。

79ページをお願いいたします。

第3項・中学校費の主な支出につきましては、第1目・学校管理費では、中学校4校の管理運営や修繕などに要した経費、第2目・教育振興費では、中学校教育活動振興助成事業、要保護及び準要保護生徒就学援助事業等に要した経費でございます。

第4項・幼稚園費は、職員人件費、幼稚園の管理運営に要した経費でございます。

81ページをお願いいたします。

第5項・社会教育費の主な支出につきましては、第1目・社会教育総務費では、職員人件費、図書館管理運営事業、集会施設等管理運営事業等に、第2目・公民館費では、公民館の管理運営等に、83ページをお願いいたします。第3目・郷土資料館費では、郷土資料館の管理運営に、第4目・文化財調査費では、特別天然記念物カモシカ食害対策事業などに要した経費でございます。

第6項・保健体育費の主な支出につきましては、第1目・保健体育総務費では、スポーツ

交流推進事業等に。

85ページをお願いいたします。

第2目・給食施設費では、学校給食管理運営事業、学校給食費支援事業等に、第3目・体育施設費では、健康増進施設管理事業、東長島スポーツ公園管理事業等に要した経費でございます。

続きまして、第11款の公債費の支出済額は、14億4,613万8,725円で、地方債の元金と利子の償還金でございます。

87ページをお願いいたします。

第14款・予備費の支出は、ございませんでした。

以上、歳出合計につきましては、予算現額122億2,019万9,537円に対しまして、支出済額が112億2,477万5,590円、繰越明許費繰越額が3億3,560万6,926円、その結果、差引不用額は6億5,981万7,021円となりました。

89ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額118億8,042万5,000円から、歳出総額112億2,477万6,000円を差し引きました歳入歳出差引額は6億5,564万9,000円となり、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源2,492万3,000円を差し引いた6億3,072万6,000円を、実質収支額として令和7年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、財産に関する調書でございます。

前年度に比べまして、増減のあった箇所について、説明をさせていただきます。

決算書の91ページをお願いいたします。

1、公有財産の（1）土地及び建物でございます。

土地についての区分欄、公用財産、公営住宅1,713m<sup>2</sup>の減は、町営住宅解体に伴い普通財産への移管による減、その他の施設278m<sup>2</sup>の増は、農業用施設用地の寄附による増及び農業用施設用地の時効取得による増でございます。

宅地599m<sup>2</sup>の増は、町営住宅解体に伴い普通財産への移管による増でございます。

山林125m<sup>2</sup>の減につきましては、山林の売却による減でございます。

その他1,114m<sup>2</sup>の増は、町営住宅解体に伴い普通財産への移管による増でございます。

続きまして、建物でございます。

建物の木造についての区分欄、公用財産、公営住宅182m<sup>2</sup>の増につきましては、令和5

年度記載誤りによる増、その他の施設42m<sup>2</sup>の減は、旧教員住宅解体による減によるものでございます。

建物の非木造の区分欄、公共用財産、公営住宅364m<sup>2</sup>の減は、令和5年度記載誤りによる減及び町営住宅解体による減、その他の施設105m<sup>2</sup>の減は、旧島地教育集会所の解体による減及び旧教員住宅解体による減によるものでございます。

(2) の山林の面積、区分欄、所有2万3,775m<sup>2</sup>の増は、貸付林返還による増及び山林売却による減、貸付林2万3,900m<sup>2</sup>の減は、貸付林の返還による減によるものでございます。

立木の推定蓄積量、所有3,230m<sup>3</sup>の増は、成長及び貸付林の返還による増と町有林の整備、支障木伐採による減によるもので、分収林2,593m<sup>3</sup>の増は、成長による増によるものでございます。

(3) の物権、92ページをお願いいたします。

(4) の出資による権利の増減はございませんでした。

(5) の出捐金につきましては、公益財団法人三重県緑化推進協会に対する出捐金1万7,120円の減及び公益財団法人三重県農林水産支援センターに対する出捐金14万5,000円の減によるものでございます。

2の物品でございます。

区分欄、軽自動車1台の減は、車両廃車による減によるものでございます。

93ページをお願いいたします。

3の基金でございます。

区分、動産の有価証券2億3,000万円の減額は、債券を売却したことによるものでございます。

預金（一般会計）では、財政調整基金2億609万2,000円の増、減債基金4億6,760万2,000円の減、庁舎等改築及び改修基金1,987万6,000円の減、地域づくり事業基金991万1,000円の減、環境衛生施設整備基金15万6,000円の増、港湾施設整備基金572万円の減、育英基金100万円の増、地域振興基金266万2,000円の増、ふるさと応援基金2,938万8,000円の増、森林環境譲与税基金395万2,000円の減、小計では、2億6,776万3,000円の減となっております。

預金（特別会計）につきましては、国民健康保険財政調整基金2,581万7,000円の減、指定介護老人福祉施設基金5万円の増、小計では、2,576万7,000円の減となり、基金全体では5億2,353万円を減額いたしております。

続きまして、議案書の31ページをお願いいたします。

認定第2号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度紀北町国民  
健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月9日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書の100ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款・国民健康保険料の収入済額は、2億8,442万9,868円、調定額は、3億3,363万47円で、徴収率は85.25%、前年度が82.89%で、2.36%の増となり、このうち、現年度分の徴収率は97.85%、滞納繰越分の徴収率は16.62%でございます。

続きまして、第2款・使用料及び手数料の収入済額は、1万2,280円で、保険料の督促手数料でございます。

第3款・県支出金の収入済額は、13億9,864万7,549円で、保険給付費等交付金でございます。

102ページをお願いいたします。

第5款・繰入金の収入済額は、1億8,786万6,482円で、一般会計からの繰入金でございます。

104ページをお願いいたします。

第6款・繰越金の収入済額は、2,817万4,161円で、前年度の歳計剰余金でございます。

第7款・諸収入の収入済額は、214万7,093円で、延滞金、一般被保険者返納金でございます。

第8款・国庫支出金の収入済額は、420万9,000円で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

以上、歳入合計では、予算現額19億9,637万2,000円に対する調定額は19億5,468万6,612円、調定額に対する収入済額が19億548万6,433円、不納欠損額が382万5,638円、収入未済額が4,537万4,541円となりました。

続きまして、歳出でございます。

決算書の106ページをお願いいたします。

第1款・総務費の支出済額は、5,028万6,151円で、主な支出につきましては、第1項・総務管理費では、職員人件費や三重県国民健康保険団体連合会への負担金、第2項・徴収費で

は、保険料の賦課徴収に要した経費でございます。

続きまして、第2款・保険給付費の支出済額は、13億5,344万7,134円で、主な支出につきましては、一般被保険者の療養給付費、108ページをお願いいたします。高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支払いなどに要した経費でございます。

第3款・国民健康保険事業費納付金の支出済額は、4億6,309万9,317円で、主な支出につきましては、一般被保険者医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金でございます。

第5款・保健事業費の支出済額は、1,865万7,493円で、特定健康診査等事業費等でございます。

110ページをお願いいたします。

第6款・基金積立金、予算現額、支出済額とともに1,000円で、財政調整基金への積立金でございます。

第7款・公債費の支出は、ございませんでした。

第8款・諸支出金の支出済額は、175万5,633円で、国県支出金返還金、保険料還付金等でございます。

第9款・予備費の支出は、ございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額19億9,637万2,000円に対しまして、支出済額が18億8,724万6,728円となり、その結果、差引不用額は1億912万5,272円となりました。

112ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額19億548万6,000円から歳出総額18億8,724万7,000円を差し引いた歳入歳出差引額は1,823万9,000円となり、これを令和7年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、議案書の32ページをお願いいたします。

認定第3号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月9日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書119ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款・後期高齢者医療保険料の収入済額は1億8,963万1,445円、調定額は1億9,518万

1,098円で、徴収率は97.16%、前年度が97.99%で、0.83%の減となり、このうち、現年度の徴収率は98.53%、滞納繰越分の徴収率は22.97%でございます。

続きまして、使用料及び手数料の収入済額は120円で、後期高齢者医療保険料の督促手数料でございます。

続きまして、第4款・繰入金の収入済額は、4億3,041万8,157円で、一般会計からの繰入金でございます。

第5款・繰越金の収入済額は、6,047万1,771円で、前年度の歳計剰余金でございます。

第6款・諸収入の収入済額は、4,886万7,715円で、延滞金、保険料還付金、療養給付費負担金精算金、受託事業収入でございます。

121ページの下段をお願いいたします。

以上、歳入合計につきましては、予算現額6億8,459万4,000円に対する調定額は、7億3,493万8,861円、調定額に対する収入済額が7億2,938万9,208円、不納欠損額が166万5,474円、収入未済額は388万4,179円となりました。

続きまして、歳出でございます。

決算書123ページをお願いいたします。

第1款・総務費の支出済額は、1,413万1,349円で、職員人件費や一般事務費に要した経費でございます。

第2款・後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は、6億590万7,025円で、三重県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

第4款・諸支出金の支出済額は、5,539万5,846円で、保険料還付金、他会計操出金でございます。

以上、歳出合計は、予算現額6億8,459万4,000円に対しまして、支出済額が6億7,543万4,220円となり、その結果、差引不用額は、915万9,780円となりました。

125ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額7億2,938万9,000円から、歳出総額6億7,543万4,000円を差し引きました歳入歳出差引額は5,395万5,000円となり、これを令和7年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、議案書の33ページをお願いいたします。

認定第4号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度紀北町介護

サービス事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月9日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書の132ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款・サービス収入の収入済額は、1億2,847万2,819円で、居宅介護サービス費及び施設介護サービス費による収入でございます。

第2款・県支出金の収入済額は、227万1,000円で、介護テクノロジー導入支援事業補助金でございます。

第4款・寄附金の収入済額は、5万円で、老人ホームへの寄附金でございます。

第5款・繰入金の収入済額は、5,683万3,000円で、一般会計繰入金でございます。

第6款・繰越金の収入済額は、1,289万3,534円で、前年度の歳計剰余金でございます。

第7款・諸収入の収入済額は、113万5,033円で、主な収入につきましては、第3項・利用者負担額補助金で紀北広域連合からの利用者負担額の軽減措置に係る補助金でございます。

134ページをお願いいたします。

歳入合計は、予算現額2億27万5,000円、調定額は2億181万3,757円、調定額に対する収入済額は2億165万5,386円、収入未済額は15万8,371円となりました。

続きまして、歳出でございます。

136ページをお願いいたします。

第1款・総務費の支出済額は、1億7,800万8,469円で、職員人件費や事務費、施設管理などに要した経費でございます。

第2款・サービス事業費の支出済額は、332万4,606円で、居宅介護サービス事業に要した経費などでございます。

第4款・公債費の支出はございませんでした。

第5款・諸支出金の支出済額は、1,289万3,534円で、一般会計への繰出金でございます。

歳出合計は、予算現額2億27万5,000円に対しまして、支出済額が1億9,422万6,609円となり、その結果、差引不用額は604万8,391円となりました。

140ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2億165万5,000円から歳出総額1億9,422万7,000円を差し引きました歳入歳出差

引額は742万8,000円となり、これを令和7年度へ繰り越すものでございます。

一般会計及び特別会計3件の決算の概要につきましては、以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

**入江康仁議長**

次に、認定第5号について詳細説明を求めます。

宮原水道課長。

**宮原優水道課長**

それでは、認定第5号 令和6年度紀北町水道事業会計決算の内容をご説明させていただきます。

議案書の34ページをお願いいたします。

認定第5号 令和6年度紀北町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度紀北町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月9日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書につきまして、ご説明させていただきます。

決算説明資料も配付させていただいておりますので、併せてご覧いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

紀北町水道事業会計決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。

1、令和6年度紀北町水道事業決算報告書でございます。

この報告書は、税込額での記載となっております。

（1）収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款・水道事業収益の決算額は、3億7,998万8,662円で、予算額に対しまして、67万7,662円の増となっております。

第1項・営業収益の決算額は、3億1,171万7,898円で、水道使用料等でございます。

次に、第2項・営業外収益の決算額は、6,804万8,701円で、一般会計からの補助金や、長期前受金の戻入等でございます。

次に、第3項・特別利益の決算額は、22万2,063円で、貸倒引当金戻入益でございます。

支出につきましては、第1款・水道事業費用の決算額は、3億6,281万6,586円で、不用額が、717万414円となっております。

次に、第1項・営業費用の決算額は、3億3,700万2,727円で、主なものといたしましては、

職員の給与費、検針・集金、水質検査などの委託料、施設の動力費、減価償却費等でございます。

次に、第2項・営業外費用の決算額は、2,501万4,086円で、主なものといたしましては、企業債償還利息、消費税及び地方消費税納付額でございます。

次に、第3項・特別損失の決算額は、79万9,773円で、過年度損益修正損等によるものでございます。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款・資本的収入の決算額は、1億2,200万2,000円で、予算額に対しまして、6,920万円の減となっております。

第1項・負担金の決算額は、310万円で、消火栓負担金でございます。

第2項・補助金の決算額は、3,650万2,000円で、主なものといたしましては、簡易水道事業債等の償還元金に係る一般会計からの補助金でございます。

第3項・企業債の決算額は、8,240万円で、上水道事業債の借入れとなっております。

支出につきましては、第1款・資本的支出の決算額は、2億4,293万7,807円で、不用額につきましては、429万7,193円となっております。

第1項・建設改良費の決算額は、1億3,898万9,472円で、決算書の14ページに200万円以上の工事の概況を掲載しております。

第2項・企業債償還金の決算額は、1億394万8,335円で、内容につきましては、決算書の17ページ下段に企業債の概況及び24ページから29ページに企業債明細書を掲載しております。

なお、3ページ下段に、資本的収入額が資本的支出額に不足する額の補填といたしまして、不足額の1億2,093万5,807円を、当年度分消費税資本的収支調整額916万6,355円と、過年度分損益勘定留保資金549万2,110円、当年度分損益勘定留保資金1億627万7,342円で補填した旨を記載させていただいております。

次に、5ページをお願いいたします。

2、令和6年度紀北町水道事業損益計算書でございます。

この計算書につきましては、税抜き額での記載となっております。

2列目の収益、費用の合計額により、ご説明させていただきます。

1、営業収益の合計は2億8,340万1,208円、2、営業費用の合計額は3億2,863万7,783円、3、営業外収益の合計額は6,804万8,716円、4、営業外費用の合計額は1,483万1,586円で、これらを差し引きした経常利益は、4列目に記載の額でございますが、798万555円となりま

した。

5、特別利益につきましては、22万2,063円、6、特別損失につきましては、79万8,529円で、当年度純利益につきましては、740万4,089円となりました。

前年度繰越利益剰余金が9,189万7,839円で、これを加えた当年度の未処分利益剰余金は9,930万1,928円となりました。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

3、令和6年度紀北町水道事業剰余金計算書でございます。

この計算書につきましても、税抜き額での記載となっております。

まず、資本金につきましては、当年度の変動はなく、当年度末残高が11億6,663万3,344円となっております。

次に、剰余金の資本剰余金につきましては、合計額が7ページの2列目にございますが、当年度の変動はなく、資本剰余金合計額の当年度末残高は3,866万4,795円となっております。

次に、利益剰余金につきましては、減債積立金は、当年度の変動はなく、当年度末残高は4,763万7,902円となっております。

建設改良積立金の当年度変動額はなく、当年度末残高は1億4,960万9,263円となっております。

未処分利益剰余金の当年度変動額は740万4,089円の増で、当年度末残高は9,930万1,928円となっております。

利益剰余金の合計といしましては、2億9,654万9,093円で、当年度末資本の合計は15億184万7,232円となりました。

次に、6ページ下段の4、令和6年度紀北町水道事業剰余金処分計算書（案）につきましては、先ほどご説明させていただきました議案第59号の利益の処分案でございます。

次に、8ページをお願いします。

5、令和6年度紀北町水道事業貸借対照表でございます。

これにつきましても、税抜き額での記載となっております。

資産の部では、表の右端になりますが、1、固定資産の合計額が34億5,384万195円、2、流動資産の合計額が3億1,538万8,805円で、資産の合計額は37億6,922万9,000円となっております。

9ページをお願いします。

負債の部では、3、固定負債の合計額が11億7,917万3,037円、4、流動負債の合計額が1

億748万3,482円、5、繰延収益の合計額が9億8,072万5,249円で、負債の合計額は22億6,738万1,768円となっております。

資本の部につきましては、6、資本金が11億6,663万3,344円、7、剰余金の合計額が3億3,521万3,888円で、資本の合計額は15億184万7,232円となっており、負債と資本の合計額37億6,922万9,000円は、資産の合計額と合致しております。

10ページの注記につきましては、決算数値の算出根拠などを記載しております。

11ページ以降は、決算附属書類となっており、11ページから17ページは、令和6年度紀北町水道事業報告書でございます。

18ページはキャッシュ・フロー計算書、19ページから21ページは収益費用明細書で、税抜きの額で記載しております。

22、23ページは固定資産明細書でございます。

24ページから29ページは、企業債明細書でございます。

以上で令和6年度紀北町水道事業会計決算書の内容説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

### 入江康仁議長

以上で議案の内容説明並びに決算審査結果の詳細説明を終わります。

これから各議案の質疑に入りますが、質疑の回数は会議規則第55条の規定により、議長が宣告した議題について3回以内となっております。

なお、委員会での審査は十分できますので、申し合わせ事項にありますとおり、自分が所属する委員会に付託される案件についての質疑は委員会で行っていただきますよう、議事運営にご配慮をよろしくお願ひいたします。

それでは、各議案に対する質疑を行います。

---

### 日程第6

### 入江康仁議長

日程第6 議案第49号 紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第7

**入江康仁議長**

次に、日程第7 議案第50号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はいませんか。

11番 近澤チヅル議員。

**11番 近澤チヅル議員**

議案第50号で育児・介護休業法の改正に伴い本条例の一部を改正するということで、3月議会の当初にも同じ文面の条例の提案がありまして、それは可決されておりますが、今回も全く同じ文言なんですけれども、それは同じ育児・介護休業法の改正に伴うものだと思いますが、そうかどうかと、具体的にどう変わったのか説明をお願いいたします。

**入江康仁議長**

水谷総務課長。

**水谷法夫総務課長**

近澤議員のご質問にお答えいたします。

3月定例会で上程させていただきましたものにつきましては、こちらの育児・介護休業法の令和7年4月1日施行分になります、それが介護休暇に係る分でございました。

今回上程させていただきましたものは、同じ法律改正なんですが、こちらの改正につきましては、10月1日から施行される法律の改正となってございまして、今回、紀北町のほうでも施行日を10月1日ということで合わせて上程をさせていただいたものでございます。

内容につきましては、出生時と育児期におけるいろいろな休暇制度等がございまして、そちらの制度の説明とか、職員の意向確認をすることが義務化されまして、それを明文化させていただいたものでございます。

以上でございます。

**入江康仁議長**

近澤議員。

**11番 近澤チヅル議員**

意向確認が義務化された、10月1日からの分であるんですけども、義務化と言いますけれども、紀北町では3月議会で決まって、皆さんに周知はされていると思うんですけども、5か月たちまして、その取得状況とか、もしお分かりでしたら、せっかく仕事と両立する育児・介護の、働きやすいようにという改正がされたので、紀北町の職員としてよくなつたと思うんですが、実態は5か月たちましてどうなのか、もし分かっていればお願ひしたいと思います。

**入江康仁議長**

水谷総務課長。

**水谷法夫総務課長**

3月定例会で上程させていただきましたのは、介護に係る休暇のものになりました、今回の育児休暇の義務化につきましては、この9月定例会で上程させていただきまして、ご可決いただければ10月1日から施行するものでございます。

よろしいでしょうか。以上でございます。

**入江康仁議長**

近澤議員。

**11番 近澤チヅル議員**

勤務時間とか、休暇に対するのは4月1日から始まっていると思うので、それについてもし分かっていればというのと、私の質疑がちょっと理解できないかもしないんですけども、そういうところもあると思いますので、4月1日から実施された部分もあるけれども、今回は10月1日からのですので、10月1日の分からでしか質疑できないのかもしれません、そのところは譲ります。

そして、義務化されるということなんですけれども、職員の皆さんに周知するのを義務化されるのか、その結果、公表することを義務化されるのか、両方あると思うんですが、具体

的にはどうなのがお伺いします。

**入江康仁議長**

水谷総務課長。

**水谷法夫総務課長**

近澤議員のご質問にお答えいたします。

職員への周知が義務化されたものでございます。

以上でございます。

**入江康仁議長**

ほかに質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第8

**入江康仁議長**

次に、日程第8 議案第51号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

**11番 近澤チヅル議員**

51号で、1日2時間以内、就学前までだったものが、1年につき10日間利用する。二者選択をできるように改善されるという説明がありました。

その中で、職員は77時間と説明があり、会計年度職員について私聞き漏らした部分があるので、職員も会計年度職員も同じ条件なのか、違うのかどうなのかお伺いします。

**入江康仁議長**

水谷総務課長。

## 水谷法夫総務課長

近澤議員のご質問にお答えをいたします。

今、近澤議員がご質問いただきましたものは、第19条の4で規定をさせていただいてございまして、議案書の16ページでございます。新旧対照表の16ページでございます。

職員につきましては77時間30分で、第1号で規定をさせていただいてございまして、第2号では非常勤職員ということで、紀北町ではパートタイムの会計年度任用職員がこちらの条文に該当するものでございます。

職員につきましても、1日の勤務が7時間45分となってございまして、それが10日分というところで時間数でいいますと、77時間30分でございます。

会計年度任用職員につきましては、1日の勤務時間が7時間30分でございまして、その10日分ということで、こちらのほう、文言で説明は、条文は書かせていただいておるんですが、時間に換算いたしますと、会計年度任用職員につきましては、75時間でございます。

以上でございます。

## 入江康仁議長

ほかに質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第9

### 入江康仁議長

次に、日程第9 議案第52号 準用河川宮前川河川改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

### 11番 近澤チヅル議員

今回、準用河川宮前川河川改修工事で、Aランクで4社で94.9%の落札率という説明がありました。

令和4年ですか、94.9%の落札率となると高い数字だなという思いがあるのですが、前年度の令和5年と令和6年度は500万円以下で、今回のような議会のあれがなかったんすけれども、この94.9%というのは、三重県で言ったら常識的な数字なのか。最近高くなっているという情報もありますので、以前は大体88%ぐらいだったけれども、94.9%というのが三重県の平均ですと、2024年は94.4%で、それに匹敵するものなんですけれども、このように落札率が上がってきている要因というのをどのように分析されているのかお伺いいたします。

#### **入江康仁議長**

上ノ坊財政課長。

#### **上ノ坊健二財政課長**

今回の宮前川河川改修工事の落札率につきまして、これはA Bランクですね、土木工事A Bランクで94.89%ということあります。

こちらにつきましては、令和6年度の実績、本町の一般競争入札の実績を申し上げますと、94.39%になります。

令和5年度の実績でいいますと、93.99%ということで、本町の入札からしますと、ほぼ平均かなというふうに思います。

それから、どのように分析しているかというところで、これ非常に難しい質問なんですが、いろいろ物価高騰等を受けて、なかなか事業者の皆さん、相当厳しいんじゃないかなというふうに思っております。その中で、ぎりぎりのところで入札のほうに参加されているというふうに理解しております。

以上でございます。

#### **入江康仁議長**

ほかに質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

## 日程第10

### 入江康仁議長

次に、日程第10 議案第53号 汐ノ津呂排水機場整備工事（その3）請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑される方はありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

### 11番 近澤チヅル議員

令和7年度で最終になるので、入札率97.77%、7社という説明がありました。令和7年度で終わるということで、この最終の完成予定が令和9年2月10日となっておりまして、令和8年度の3月末までになっているんですけども、こう早く、今回提案された理由はどのようなのかお伺いします。

### 入江康仁議長

家倉危機管理課長。

### 家倉義光危機管理課長

近澤議員のご質問にお答えいたします。

今回の契約につきましては、この1,200の立軸斜流ポンプの製作日数が12か月から14か月かかるということになりますて、それでこの9月議会のほうに議案の提出をさせていただいております。

以上でございます。

### 入江康仁議長

近澤議員。

### 11番 近澤チヅル議員

特別なものなので、入るまでに1年以上かかるという説明がありまして、よく分かりました。現地を見ますと、これが入る建屋がまだできていないんですけども、建物ができてから入るんだと思うんですけども、質疑としては、これを入る建屋はその後になると思うんですけども、そこら辺の状況は、今回のはよく分かりました。でも、先にできて建屋がないというのでは困ると思うので、それに関連質疑になってしまふかもしれないんですけども、最後にお伺いします。

### 入江康仁議長

家倉危機管理課長。

**家倉義光危機管理課長**

建屋の部分に関しましてのご質疑なんですが、建屋の部分に関しましては、今の予定ですと、12月議会のほうに上程させていただく予定となっておりまして、建屋のほうの、大体、建てるのが9か月から10か月で建ってこようかと思いますので、その間、先ほど申しましたポンプの製作をしまして、建屋が完成しましたら、そこに入れるという形になろうかと思います。

以上でございます。

**入江康仁議長**

ほかに質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

質疑はないようですので、以上で質疑を終わります。

---

**日程第11**

**入江康仁議長**

次に、日程第11 議案第54号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第2号）を議題いたします。

歳入歳出を一括して、質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

**11番 近澤チヅル議員**

誰もいないのですみません。続きます。

3点お伺いいたします。

18ページの上水道事業で、その後のいろいろな説明の中で、物価高騰対応重点支援金を使って10月、11月、58号のところで説明がありましたけれども、基本料金を全額免除するというものでした。

基本料金の口径はたくさんあると思うんですけれども、家庭用となるとどこまでの口径のものなのかお伺いします。

そして、19ページの農地のところで農地防災事業1,500万円、県の事業でそういう説明があつたと思いますが、詳しい説明をお願いしたいと思います。

そして、20ページ、歳入のところでも森林譲与税を使う予算があつたと思うんですけれども、森林経営管理推進事業費と町有林事業費の詳しい説明をお願いしたいと思います。

片方は基金が使えるんですけれども、町有林は使えなくて一般財源ですね。そこら辺のことも含めて説明をお願いしたいと思います。

もう一点、防災費のところで、22ページ、防災無線管理事業費1,001万5,000円、これも歳入で地方債のところであったと思うんですけれども、詳しい説明をお願いいたします。

### 入江康仁議長

まず水道課から。

宮原水道課長。

### 宮原優水道課長

近澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付に伴い、今回一般会計から繰り出しをいただきまして、基本料金の減免をするものでございます。

近澤議員が言われました10月分、11月分の基本料金を12月検針分、12月請求分で減免させていただこうと考えております。

全件では8,685件あるんですけれども、官公庁の分120件と、あと6月調定分で今回見積りをしていただいているので、6月で使っている大きなプールとかの使用があるので、それを除いた3件がございます。

なので、全8,685件から123件を引いた分の基本料金を減免させていただくというふうに要求させていただいている。

あと、口径につきまして、家庭用と事業用ということですけれども、紀北町におきましては、家庭用、事業用という区別はございませんので、全部の口径を対象とさせていただいている。

以上です。

### 入江康仁議長

高芝農林水産課長。

## 高芝健司農林水産課長

お答えをいたします。

初めに、農地防災事業の1,500万円の増額ですが、船津川排水機場の更新工事に伴う設計費、そして令和7年度の工事となりますけれども、ゲート設備の開閉装置4台、そして、そのゲートを動かす操作盤2面の更新工事に係る県単排水施設整備事業の負担金の増額を要求しているものです。この事業は県営事業で行います。

次に、森林経営管理推進事業の2,081万2,000円の増額につきましては、平成31年度からスタートをしております森林経営管理制度に基づきまして、林業経営に適さない、手入れが行き届いていない森林につきまして、個人さんの山ですね、森林所有者の意向を確認した上で、本町が切り捨て間伐を実施しておりますけれども、当初予算編成時には間に合わない部分がございまして、現在森林所有者と本町で間伐を実施する覚書を締結する面積が増えましたことから、34.33ha増額となりました。

それと、令和7年度からこの切り捨て間伐の積算方法が一部変更となりまして、高くなつた部分がございますので、それに基づきまして2,081万2,000円を増額するものです。

なお、この事業につきましては、財源としましては、議員がおっしゃったように森林環境譲与税の基金から繰り入れまして活用いたします。

最後に、町有林造成事業における1,785万5,000円の増額ですけれども、こちらの間伐につきましては、町有林の間伐となります。先ほども申し上げたように、今年度から間伐の積算の方法等も変わりまして、単価が若干上がっておりますので、それに伴う増額補正でございます。

こちらにつきましては、森林環境譲与税は活用できないことになっておりますので、一般財源とさせていただいているところです。

以上です。

## 入江康仁議長

家倉危機管理課長。

## 家倉義光危機管理課長

防災行政無線の更新についてご説明申し上げます。

現在の衛星系防災行政無線の設備は、平成25年度に整備してございます。衛星システムの管理運営を行う自治体衛星通信機構によりますと、10年に一度の更新を行うこととなっておりまして、令和7年度に現在のシステムが終了いたします。それに合わせての防災無線の更

新事業になります。

また、新システムと旧システムの互換性がないために、衛星系の防災行政無線の更新が必要となってまいります。この衛星系の更新事業の財源につきましては、緊急防災・減災事業債を充当いたしまして、三重県が工事することになりますので、本町の負担といたしまして支出いたします。負担率は県が76.9%、町の実質負担率が23.1%となります。あと、Jアラートの受信機の更新も同じくやりまして、これは町が全額負担となりますので、受信機につきましても緊急防災・減災事業債を活用させていただいて事業を行う予定でございます。

以上でございます。

**入江康仁議長**

近澤議員。

**11番 近澤チヅル議員**

水道のほうは、よく分かりました。

今、物価高で大変な中、10月、11月分を12月に徴収するのでということですが、料金を払えない方も少しあります。その方も生活が大変なのは同じだと思いますが、そういう未納のある方も今回のこれは利用できるのかどうか、最後にお伺いします。

そして、農地法のほうは、三重県の事業でやる、何もかも上がっている時に上がったというのですけれども、総事業費としては幾らぐらいになるのか、町の負担の率は県とどういう関係になっているのかお伺いします。

そして、森林組合のほうは、これもいろいろお金がかかるということなんですけれども、個人の山の面積、扱う面積が増えたのでというお話をありました。個人の山をどういうふうにして選定されるのか、皆さんこの利用を待っていると思うんですけども、どのようにして個人を選定されるのかお伺いいたします。

そして、最後4点目の10年に一遍変えなくてはならなくて、10年目になったということで、具体的にはどういう、時々試験放送でやっている時があるんですけども、何か、ミサイルが飛んできたときにそういうシステムだという、そういうことも新聞なんかで読んだことがあります、それがこれに当たるのかどうか、お伺いします。

**入江康仁議長**

まず、水道課から。

宮原水道課長。

**宮原優水道課長**

今回の減免につきましては、基本料金への減免ですので、使用料に対しての減免ではございませんので、全世帯に対して行いたいと考えております。

以上です。

**入江康仁議長**

高芝農林水産課長。

**高芝健司農林水産課長**

お答えをいたします。

まず、はじめに県営事業で実施いたします県単排水施設整備事業、船津川排水機場に係る部分ですけれども、事業費が今回1億円となっております。その負担割合なんですけれども、県が85%で、町の負担は15%となります。それで、事業費1億円に対しまして1,500万円の負担を予算要求をさせていただいております。

続きまして、2点目の個人さんの山の間伐をする事業の流れなんですけれども、山林の所有者に対しまして、まず所有森林の経営管理に関する簡単な意向調査を差し上げます。この森林環境譲与税を活用して事業をしますので、そのパンフレット等も入れまして、分かりやすく通知をさせていただきまして、何点か質問に答えていただくという流れになっております。中には、10年以内の間伐をこれから自分でされるのかどうかとか、簡単な意向調査になっておりまして、自分で、もう山の管理ができないよという場合には、町のほうで境界と森林の面積の測量なんかも含めまして調査をいたします。その後、町が間伐を実施するに当たりまして、個人さんとその相手方と覚書ということで間伐を実施させてもらって、それから10年ほど、皆伐を、木を全部切らないようにする覚書を締結させていただいた後で、町のほうが間伐を実施する事業となっております。

以上であります。

**入江康仁議長**

家倉危機管理課長。

**家倉義光危機管理課長**

先ほどの防災無線の関係でございますが、Jアラートと言いまして、全国瞬時警報システム、Jアラートなんですが、緊急地震速報とか、あとこの間の津波警報とか、ミサイルが飛んできたときとかというので、瞬時に放送されるシステムになってございます。

以上でございます。

**入江康仁議長**

近澤議員。

### 11番 近澤チヅル議員

たくさん説明をいただきました。

森林環境譲与税につきましては、今回2,081万2,000円を使って、残高はどうなるのかということと、まだまだ今から、いろいろ町民の皆さんと協議をして覚書なんかすることになると思いますが、実際に間伐を始めるのは、大体でよろしいので、いつ頃からになるのか、まだまだかかるのか、今回、決議して、随分かかるのかなど、それに関してもう準備をされておられるのかどうか、準備はされていないような説明だったと思うんですけども、いつ頃から実施される計画でおられるのか、最後にお伺いいたします。

そして、防災無線のほうなんですけれども、地震とかというのは分かるんですけども、ミサイルが飛んできたとかなったときの休業とか、何とか、こちらで職員の皆さんができると思うんですね。単純に考えて。もう自動的に、飛んできたら鳴るようになっているのかどうか、最後にお伺いします。

### 入江康仁議長

高芝農林水産課長。

### 高芝健司農林水産課長

お答えをいたします。

初めに、現在の森林環境譲与税基金の残金ですけれども、8,671万5,440円、基金にございます。今回それを繰り入れますので、残りの残金としましては、6,590万3,440円となる予定でございます。

続きまして、個人さんの山を町が代わりに間伐をするこれからの進捗なんですけれども、今回補正予算で要求させていただいた部分につきましては、既に面積の調査、それから、個人さんと町の2者で覚書を既に締結している部分となりますので、この予算が認められましたら、外注の入札の準備をしまして、今年度中には発注をして、何とか今年度中に間伐も終わりたいなと考えております。

以上です。

### 入江康仁議長

家倉危機管理課長。

### 家倉義光危機管理課長

全国瞬時警報システム、Jアラートと申しますが、これは自動に入ることになっておりま

す。職員が詰めていなくても、国から情報が入りまして、それで放送が流れるようになっております。

以上でございます。

**入江康仁議長**

ほかに質疑される方ありませんか。

7番 奥村仁議員。

**7番 奥村仁議員**

2点ほどお伺いします。

21ページの商工業振興費で、修繕料なんですけれども、説明では、地域振興施設運営管理事業で121万円とされてまして、始神テラスの厨房のエアコンの修繕にというふうな説明だったと思いますけれども、この厨房のエアコンが壊れてということだと思うんですけども、これいつから壊れていたのかというのと、今現状どんな状態で使用されているのかというところを、詳細、経緯お願いします。

もう一点、22ページの消防機械器具整備事業、これは消防団の車両の修繕ということで、新町の消防団車両を修理するということで71万5,000円計上されているんですけども、これについても詳細をお願いしたいと思います。

**入江康仁議長**

岩見商工観光課長。

**岩見建志商工観光課長**

お答えします。

始神テラス厨房内のエアコンの故障についてでございます。時期につきましては、4月に始神テラスのほうから連絡がございまして、指定管理者のほうから、エアコンが故障したということで、厨房の中、非常に温度が高くなる状態になっております。そのため、緊急を要するということで、既設予算から利用させていただきまして、工事をしまして、今、現在はもう、すぐに、その5月の時点で修繕させていただいて、使用できるようにさせていただきました。今現在は、通常に使用させていただいております。

以上でございます。

**入江康仁議長**

家倉危機管理課長。

**家倉義光危機管理課長**

車両の修繕の関係でございますが、申し訳ございません。令和7年1月31日に、消防団詰所に格納してきた可搬ポンプがございまして、積載車のほうが、ポンプの修繕をしておりまして、可搬ポンプのバッテリーから出火いたしまして、車のほうに引火してしまったというところで、それを修繕するのに、この金額を計上させていただいております。

以上でございます。

**入江康仁議長**

奥村議員。

**7番 奥村仁議員**

この始神テラスのエアコンなんですけれども、4月に故障したというところで、4月であっても、厨房なのでかなり暑かったんじゃないかなというふうに思います。これはいつ取りかかったのかなというのと、既存の予算を流用されたというふうな説明だったんですけれども、どういう予算を流用したのかというのと、これが認められたら、流用した部分に返すんだと思うんですけども、修理なのか、撤去して新しいものに付け替えたのか、修理したということであれば、軽症であって、再度壊れるような心配がなかったのかということを含めてお聞きしたいのと、消防車両、確かにバッテリーからの出火で、というのを聞いた覚えがあります。なので、その時に車両もかなりのダメージを負ったから、車両も含めての金額ということで理解してよいのかお聞きしたいと思います。

**入江康仁議長**

岩見商工観光課長。

**岩見建志商工観光課長**

今回の工事に関しては、契約を4月17日に行っておりまして、4月17日着工、完成が5月2日にされております。検査は5月7日にしてございます。

それで、流用のほうなんですけれども、既設予算で始神テラスの備品購入を計上させていただいているんですけども、そこから流用させていただいてございます。あと修繕の箇所に関しては、エアコンの室外機、コンプレッサーが故障したということで、コンプレッサーを取り替えてございます。

以上でございます。

**入江康仁議長**

家倉危機管理課長。

**家倉義光危機管理課長**

奥村議員がおっしゃるとおり、車両にも結構な損傷がありましたので、その車両を直す修繕費となつております。

以上でございます。

**入江康仁議長**

ほかに質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

ないようなので、以上で質疑を終わります。

---

**入江康仁議長**

ここで、2時40分まで暫時休憩といたします。

(午後 2時 26分)

---

**入江康仁議長**

時間がきましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 40分)

---

## 日程第12

**入江康仁議長**

日程第12 議案第55号 令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

---

以上で質疑を終わります。

### 日程第13

**入江康仁議長**

次に、日程第13 議案第56号 令和7年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

---

### 日程第14

**入江康仁議長**

次に、日程第14 議案第57号 令和7年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第15

### 入江康仁議長

次に、日程第15 議案第58号 令和7年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第16

### 入江康仁議長

次に、日程第16 議案第59号 令和6年度紀北町水道事業会計利益の処分についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第17

### 入江康仁議長

次に、日程第17 認定第1号 令和6年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議

題といたします。

質疑については、まず歳入全般について質疑を行い、歳出については、35ページの1款・議会費から、68ページの6款・商工費までと、67ページの7款・土木費から、93ページの財産に関する調書までの3分割で質疑を行います。

それでは、13ページから34ページまでの歳入全般についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

次に、歳出35ページの1款・議会費から、68ページの6款・商工費までの質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

次に、67ページの7款・土木費から、93ページの財産に関する調書までの質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

これで、認定第1号についての質疑を終了いたします。

---

日程第18

**入江康仁議長**

次に、日程第18 認定第2号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

---

日程第19

入江康仁議長

次に、日程第19 認定第3号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

---

日程第20

入江康仁議長

次に、日程第20 認定第4号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第21

**入江康仁議長**

次に、日程第21 認定第5号 令和6年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

これで、各議案に対する質疑を終了いたします。

---

## 日程第22及び日程第23

**入江康仁議長**

続きまして、報告案件に入ります。

お諮りいたします。

日程第22及び日程第23の2件の報告案件については、提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求ることにいたしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

異議なしと認めます。

したがって、報告2件については、一括して提案理由並びに内容説明を求ることにいたします。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

## 尾上壽一町長

それでは、2件の報告案件につきまして、ご説明を申し上げます。

報告第4号 令和6年度健全化判断比率の報告についてであります、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度健全化判断比率を監査委員の意見をつけて、議会に報告するものであります。

報告第5号 令和6年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてであります、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度公営企業に係る資金不足比率を監査委員の意見をつけて、議会に報告するものであります。

以上、2件の報告案件につきましてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

## 入江康仁議長

続いて、各報告案件の内容説明を求めます。

まず、報告第4号について内容説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

## 上ノ坊健二財政課長

それでは、報告第4号について説明させていただきます。

議案書の35ページをお願いします。

報告第4号 令和6年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和6年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

令和7年9月9日提出

紀北町長 尾上壽一

この報告は、健全化法第3条第1項の「地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、財政の健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて、当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ公表を行う」とする規定に基づき報告させていただくものであります。

健全化の判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの項目があり、この比率が基準以上となると財政の健全化や再生のための計画を策定し、財政の健全化を図らなければならないとなっております。

36ページをご覧ください。

健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、対象となる会計が全て黒字であり、赤字は生じておりませんので、数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率につきましては、8.2%で、前年度の7.5%と比べ0.7ポイント増加しておりますが、参考に記載しております早期健全化基準の25%と比べ、低い数値となっております。

主な要因といたしましては、元利償還金の増加によるものでございます。

次に、将来負担比率でございますが、23.6%で、前年度の18.1%と比べまして5.5ポイント増加しております。参考に記載しております早期健全化基準の350%を大きく下回っております。

主な要因といたしましては、将来負担額は減少しているものの、それに対する充当可能財源が減少していることによるものでございます。

以上、4つの指標のいずれの数値も基準を上回るものはなく、財政の健全性は確保されたものとなっております。

なお、37ページ、38ページにつきましては、紀北町監査委員による意見書でございます。

以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

### 入江康仁議長

次に、報告第5号について内容説明を求めます。

宮原水道課長。

### 宮原優水道課長

それでは、報告第5号 令和6年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてのご説明をさせていただきます。

議案書の39ページをお願いします。

報告第5号 令和6年度公営企業に係る資金不足比率の報告について  
地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和6年度公営企業に係る資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

令和7年9月9日提出

紀北町長 尾上壽一

40ページをお願いいたします。

令和6年度紀北町の公営企業における資金不足比率でございますが、比率の欄に数値が入

っていないことから、水道事業会計におきましては、資金不足は発生しておりません。

41ページからは監査委員の意見書をつけさせていただいております。

以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

### **入江康仁議長**

以上で報告案件についての提案理由並びに内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

---

### **日程第22**

### **入江康仁議長**

まず、日程第22 報告第4号 令和6年度健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

10番 瀧本攻議員。

### **10番 瀧本攻議員**

私も22年に当選させてもらって、15年ぐらいになるんですけども、全部これは、通信簿で言ったら、4か3ですね。だから、このことを、一時、開発公社を閉めてしまった。だから、健全化比率の350、将来比率。これをどこまでその起債の借入れの、財務省との関係もあるけれども、どれぐらいのお金を起債を起こせるんですかということのご答弁をお願いいたしたい。

危険水域になる前の、それによってやっぱり、この町は挑戦しなければ、町は発展しないと私は思っているんです。だから、いつまでたっても健全な比率、健康状態、それに対するご答弁をお願いいたします。

### **入江康仁議長**

上ノ坊財政課長。

### **上ノ坊健二財政課長**

将来負担比率のところなんですが、今回23.6%ということで、前年度、18.1%と比べまして5.5%増加したということあります。350から比べますと、まだまだ余裕があるような感じには思うんですが、将来負担額が減少しているというのは、これは地方債の現在高、こちらのほうが結構減少しております、これが令和6年と5年の比較でいいますと4億5,937万6,000円、こちら地方債の現在高が減少しています。

地方債につきましては、大体借入を10億円ぐらいまでに抑えますと、何とか地方債の現在高が少しずつ減っていくというふうな分析をしておりまして、そのように努めておりまして、その結果、地方債現在高のほうは減ってはきている。ただ、それに対応する充当可能財源、こちら主なところは基金になります。基金につきましては、今回、充当可能財源が少し減少したということで、結果的に、いわゆる将来負担比率については5.5ポイント得たんですけども、これは特に令和5年度、新型コロナウイルスの関係がありまして、かなり基金の取崩しを行って、地域経済が疲弊しないようにということで、かなり景気対策的に事業をやったということが影響しているものというふうに思っておりますので、なかなかどれぐらいまでの借入れというのは難しいので、起債としてどれぐらいまで借入れというのは難しいんですけども、大体10億円ぐらいまでに抑えながら、いわゆる将来負担の地方債の現在高を減らしながら、できるだけ基金も、造成しながら十分余裕を持って、財政をやっていく必要があるというふうな考えであります。

以上でございます。

**入江康仁議長**

瀧本議員。

**10番 瀧本攻議員**

今の課長の答弁は、このいわゆるシナリオでいくというような財源ですね。だけれども、収入も入ってこない。国は非常にこれから変わってくると思う。

例えば、地方創生にしたって、子育て支援にしたって、倍になります、この令和7年度で。だから、うちも借金してやらないと、事業できないでしよう。だから、うちに借金がどれだけできるんだと。企業でもそうですよ。バランスシートの中で、どれだけ借金できるんだと。その借金でもって事業を起こして、結局リスクはあるけれども、それをやっていくのが私は挑戦する、やる町だと思うんです。何も挑戦していないですから、これは。だから、どれだけ借りられるのか、それは財務省、どこですか。限度はあると思うけれども、私は30億円か40億円借りられると思うんですけども。そうすると、100億円くらいの事業できるんじや

ないの、そんなことを試算したことありますか。

**入江康仁議長**

上ノ坊財政課長。

**上ノ坊健二財政課長**

議員おっしゃるとおり、これからいろいろ財源的にすごく厳しくなってきて、そうなってきますと、本町の場合ですと、やはり地方債頼りになってしまいというところがあると思います。ただ、地方債につきましても、やはり交付税算入のあるような有利な地方債を借りていくというようなことをやっていく必要があると思いますし、今、当町の場合ですと、過疎債があって、過疎債についても、年々、いわゆる枠の関係があってなかなか借りたくても借りられないような状況があったり、それから、今回、議案として出されておりますような緊急自然災害防止対策事業債とか、防災・減災事業債とか、そういった交付税算入のある有利な起債が、いわゆるこれまでどこまで続くか分からぬような状況になっておりますので、そこら辺は大変、財政運営的に非常に厳しくなってくるなというふうには思っているんですけども、おっしゃるとおり、何もしないとこのままで経済的なところもどんどん悪くなりますので、できる限りそういう地方債も上手に活用しながら、できるだけ国からの財源を取っていくような工夫もしながら、財政運営をやっていく必要があるとは思っております。

**入江康仁議長**

瀧本議員。

**10番 瀧本攻議員**

やはり、この町をどういうふうに持っていくんだと。そのためにお金が要るんだと。仮に地方債だとか、湛水防除だとかいうのは非常に補助率が高いです。補助率が低くても、5割であってもやっていかないといけないことは、やっていかないといけない。それでもって、結局緊張感を持ってやっていくわけだから、そういう町の姿勢がない。

何にも挑戦したことない。こんなことでは、健康センターといわゆる銚子川の流域のことでしょう。銚子川だったら、あそここの山2つばかり削って、そこへオートキャンプ場の大きいのを作るとか、始神テラスにしたって、熊野古道にしたって、言ったら悪いけれども、これ、恐らく面倒見る人は、高齢化になって見ない。僕は列車でも走らせたほうがいいと思ってるぐらいです。

こっちの紀州路は、言ったら悪いけれども、何も一つの餅もないんですよ。だけれども、伊勢路には8つの餅があるんですよ。へんば餅や赤福、おきん餅、まつかさ餅、8つあるん

ですから。四日市のが餅だとか。

だから、そういうことを考えて、町長は、前、私の6月の質問に、210億円落ちたって、落ちてるわけがない。落ちてたら銀行はキャッシュカードのあんなATMにならない。だから、何にも挑戦してないんです。だから、ある程度、危険であっても挑戦しないと、その町は絶対伸びない。会社でも一緒ですよ。挑戦してない会社は必ず滅んでいくんです。

その辺を執行部、町長に答弁してもらわないと、町長今度選挙ですから、どうなるか分からぬけれども、これが一番、これが町のいわゆるリーダーの最大の役目です。私はそう思います。

**入江康仁議長**

答弁、求めますか。

**10番 瀧本攻議員**

町長、答弁してください。

**入江康仁議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

厳しいご指摘いただきました。

議員おっしゃるようにやるべきことはやらなければいけないと思っております。そういう中でも、今必要なことに対して、今、一生懸命取り組んでおりますので、先ほど課長も申し上げたように、財政のほうを十分考えながら、住民のために必要なものを積極的にやっていきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

**入江康仁議長**

ほかに質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

**入江康仁議長**

次に、日程第23 報告第5号 令和6年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

8番 樋口泰生議員。

**8番 樋口泰生議員**

1点だけお聞きします。

健全化比率が高いということで、ここ数年、問題なく水道事業が続いていると思いますが、お聞きしたい点は、水道料金の値上げというのは現在考えておられるのか、数年考える必要はないのか。その点に関してだけ答弁いただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

**入江康仁議長**

宮原水道課長。

**宮原優水道課長**

水道料金の値上げを考えているかという樋口議員のご質問ですけれども、今年度当初予算におきまして、水道料金の在り方については水道料金等審議会というものが町にはございまして、設置要項がございまして、それに基づきご審議いただくよう報酬の予算化をしておりますので、今年度は適正な料金体系に対してご審議いただく予定でございます。

以上です。

**入江康仁議長**

樋口議員。

**8番 樋口泰生議員**

もう一点だけ、この審議会は上げる上げないについての審議をしていただいているのか、その点だけ再度、教えてください。

**入江康仁議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

まだ審議会のほうは設置されておりません。

以前も課長のほうも申し上げたんですけれども、老朽化対策等がございますので、そういう

ったことも踏まえての水道料金を検討していただくということでございますので、今後の施設の老朽化やそういった使用料、そういったものを鑑みた上で水道料金をどうしていくかということでございます。

**入江康仁議長**

ほかに質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

これで2件の報告案件についての質疑を終了し、聞きおくことといたします。

以上で今回提案されました事件についての質疑は全て終了いたしました。

---

**入江康仁議長**

ここで、決算特別委員会設置の追加議案を提出するため、この場で暫時休憩といたします。

(午後 3時 04分)

---

**入江康仁議長**

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時 06分)

---

**日程の追加**

**入江康仁議長**

お諮りいたします。

ただいま配付しました1件を日程に追加し、別紙議事日程のとおり追加日程として直ちに議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、この1件を日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

### 追加日程第1

入江康仁議長

追加日程第1 発議第5号 決算特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、決算認定議案5件を審査するため、地方自治法第109条及び紀北町議会委員会条例第6条の規定により、委員6人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査を行い、また、審査期限については、審査が終了するまで閉会中も、なお、審査を行うことといたしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、決算認定の審査に当たっては、委員6人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査を行い、また、審査期限については、審査が終了するまで閉会中も、なお、審査を行うことに決定いたします。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、紀北町議会委員会条例第8条第4項の規定により、議長において指名することにしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、委員の選任については、議長において指名することに決定いたしました。

お諮りいたします。

決算特別委員会の委員に、1番 脇昭博議員、5番 原隆伸議員、8番 桶口泰生議員、9番 太田哲生議員、10番 瀧本攻議員、11番 近澤チヅル議員の6人を指名いたします。  
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会委員には、ただいま議長が指名したとおり選任することに決定をいたしました。

決算特別委員会の委員が決定しましたので、紀北町議会委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに決算特別委員会を招集し、正副委員長の互選を行わせることにいたします。

なお、委員長の互選に関する職務は、同条第2項の規定により、年長の委員が行うことになります。

また、委員長が決定しましたら、新委員長の招集した委員会に切り替えていただき、副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

---

### 入江康仁議長

それでは、決算特別委員会を開催するため、暫時休憩といたします。

(午後 3時 10分)

---

### 入江康仁議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時 15分)

---

### 入江康仁議長

ただいまの互選結果について報告いたします。

決算特別委員会委員長に瀧本攻議員、副委員長に原隆伸議員が就任されました。決算審査に当たっては、慎重審査のほどよろしくお願ひいたします。

---

**入江康仁議長**

ここで委員会付託表を配付するため、この場で暫時休憩といたします。

(午後 3時 15分)

---

**入江康仁議長**

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時 17分)

---

**委員会付託**

**入江康仁議長**

お諮りいたします。

本日議題となっております案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、各委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

異議なしと認めます。

したがって、別紙委員会付託表のとおり、各委員会に付託することに決定いたしました。

---

**入江康仁議長**

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、付託案件の審査については、総務産業常任委員会が10日水曜日、教育民生常任委員会が11日木曜日の開催ということあります。

開催時間は、いずれも午前9時30分からの開催となります。

委員会の運営については、各委員長において取り計らいくださるようお願いを申し上げます。

---

### 入江康仁議長

本日はこれで散会いたします。

皆さんご苦労さまでございました。

(午後 3時 18分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 7年 12月 17日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 樋口泰生

紀北町議会議員 太田哲生